

羽生市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

羽 生 市

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の基本的事項	3
第2章 地域の概要	4
第1節 位置と地形	4
第2節 人口	5
第3節 産業	6
第4節 土地利用状況	8
第5節 関連計画	9
第6節 政策的要因	15
第3章 ごみ処理の状況	18
第1節 ごみ処理の現況	18
第2節 ごみの排出状況	25
第3節 市の取り組み	33
第4節 ごみ処理状況の比較	38
第5節 ごみ処理の課題	39
第4章 ごみ処理基本計画	41
第1節 ごみ処理の基本方針	41
第2節 将来予測	43
第3節 数値目標	45
第4節 施策	46
第5章 生活排水処理基本計画	59
第1節 生活排水処理の状況	59
第2節 し尿・汚泥処理の状況	63
第3節 水質保全に関する状況	65
第4節 生活排水処理の課題	67
第5節 生活排水処理基本計画	68
第6節 施設の整備計画	71
第7節 し尿・汚泥の収集運搬・中間処理計画	73
第8節 広報・啓発活動	74
第6章 計画の推進に向けて	75
第1節 計画の推進	75
第2節 計画の進行管理	75
資料編	76

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

全国の一般廃棄物の量は減少傾向で推移し、再生利用量は増加傾向を示しています。

しかし、廃棄物の質の多様化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出などの問題が生じています。

国では、廃棄物に係る各種法整備を進め、令和元（2019）年には新たに『食品ロスの削減の推進に関する法律』（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が制定されています。

埼玉県では、令和3（2021）年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、将来像に『県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現』を掲げ、食品ロスの削減、プラスチック資源の循環的利用の推進、廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用の3点を重要課題として位置付けました。

羽生市（以下、「本市」という。）では、平成5（1993）年に「羽生市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の減量化・資源化に向けて、市民及び事業者と協働し継続的に取り組んできました。

しかし、生活様式の変化や世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きなど、廃棄物を取り巻く環境に大きな変化が見られます。

また、本市のごみ処理施設は稼働から40年近くが経過していることから、施設整備の検討を進める中、令和3（2021）年3月に行田市と「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意」を締結し、新たなごみ処理施設の整備に向けた協議を進めています。

これらを踏まえ、「羽生市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を改定するものです。

第2節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき市町村が定める計画です。

本市の一般廃棄物の処理に関する最上位計画とし、「羽生市総合振興計画」や「羽生市環境基本計画」における一般廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化そして適正処理に関する事項についての施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するためのものです。

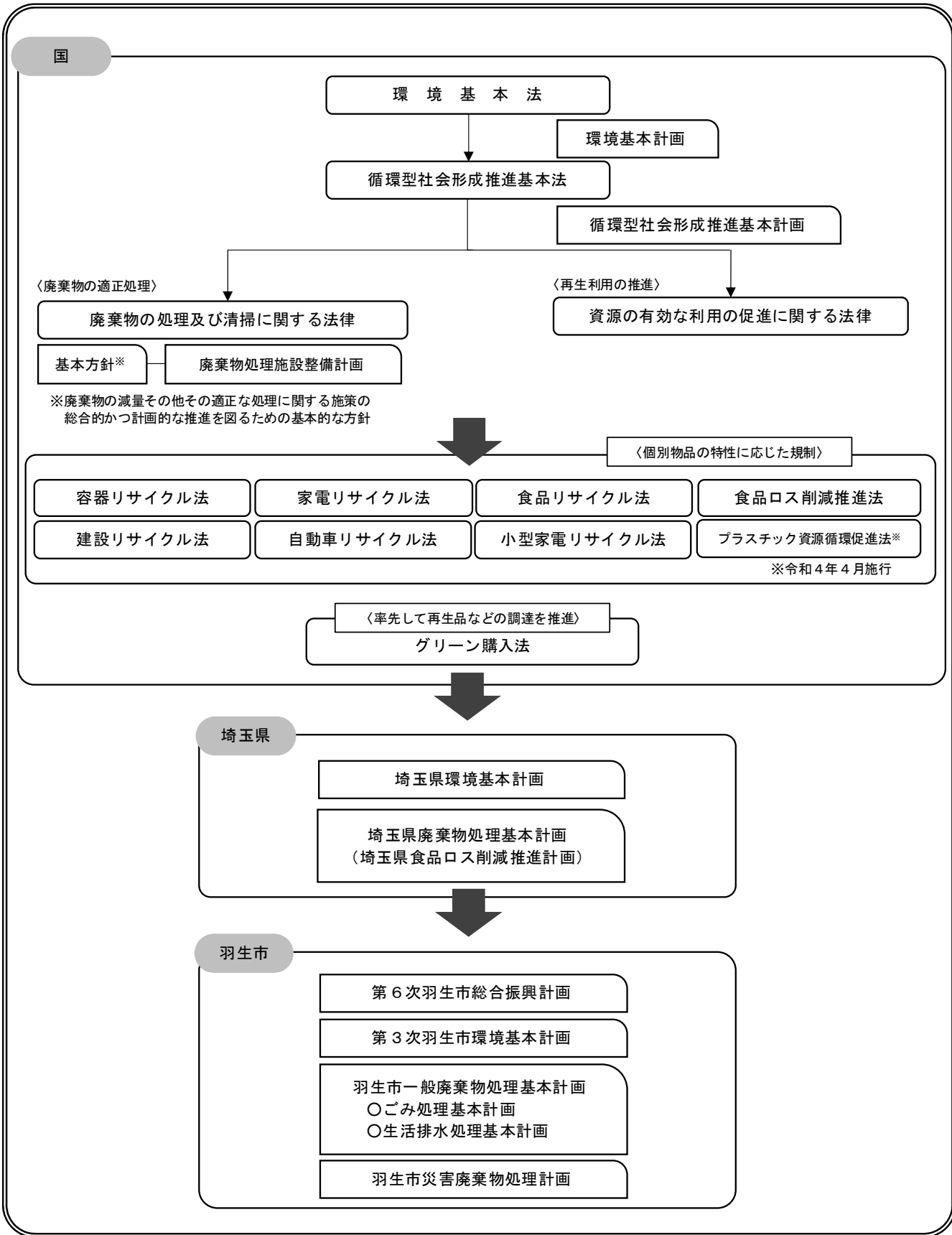


図1-2-1 関連法令と計画の位置付け

第3節 計画の基本的事項

1. 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

2. 計画期間

本計画の期間は、基準年度を令和2（2020）年度とし、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間とします。また、中間年である令和8（2026）年度には、計画の進捗状況を確認し、必要に応じ見直します。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの変化に適切に対応するため、必要に応じ計画を見直すものとします。

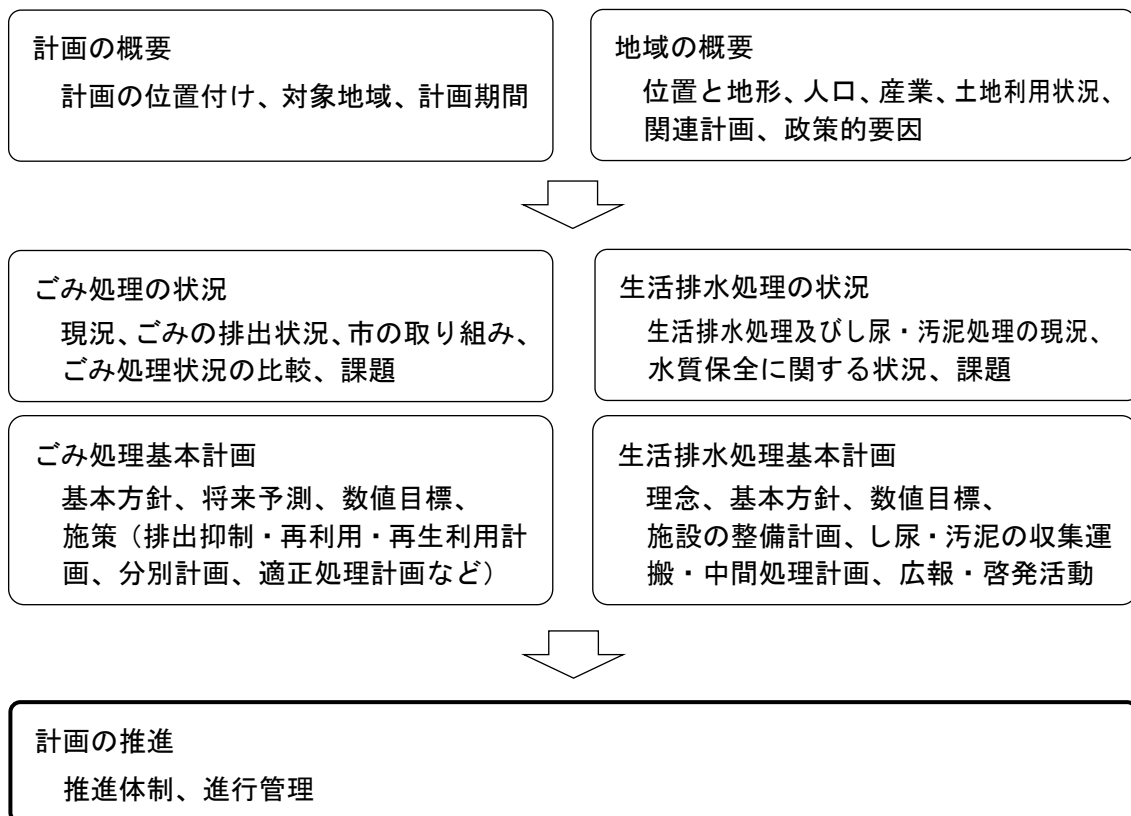
基準年度	令和2（2020）年度
計画期間	令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間
中間見直し	令和8（2026）年度

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、家庭から排出される「生活系ごみ」と事業者から排出される「事業系ごみ」、し尿を含む一般廃棄物とします。

4. 計画の構成

本計画の構成は、以下のようになります。



第2章 地域の概要

第1節 位置と地形

本市は、関東地方のほぼ中央、埼玉県の北東部に位置し、東京へ60km、さいたま市（浦和区）へ40kmの距離にあります。市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64km²となっています。

市の北部は利根川を挟んで群馬県に接し、東部及び南部は加須市に、西部は行田市に接しています。

本市は古くから利根川の氾濫が甚だしい地帯であり、自然堤防や河畔砂丘が多く存在するため、一様に平坦ではなく、高い部分を畑や住居に使い、湿地を水田等に利用してきました。

会の川流域は、川俣、新郷、岩瀬、須影の各地区に河畔砂丘が存在していましたが、昭和30年代から土地改良事業や土地区画整理事業による整備が進み、現在では河川や用排水路が縦横に走る県北の穀倉地帯となっています。



図2-1-1 羽生市の位置

第2節 人口

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移しています。

世帯数あたりの人員は、平成24（2012）年の2.68人から令和3（2021）年の2.29人へと減少しています。

人口と世帯数の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

表2-2-1 人口及び世帯数の推移 （各年4月1日現在）

年	人口（人）	世帯数（世帯）
平成24年	55,607	20,741
平成25年	56,331	21,470
平成26年	56,041	21,692
平成27年	55,838	21,940
平成28年	55,589	22,235
平成29年	55,350	22,490
平成30年	55,087	22,772
平成31年	54,958	23,107
令和2年	54,584	23,413
令和3年	54,222	23,635

出典：国勢調査、住民基本台帳

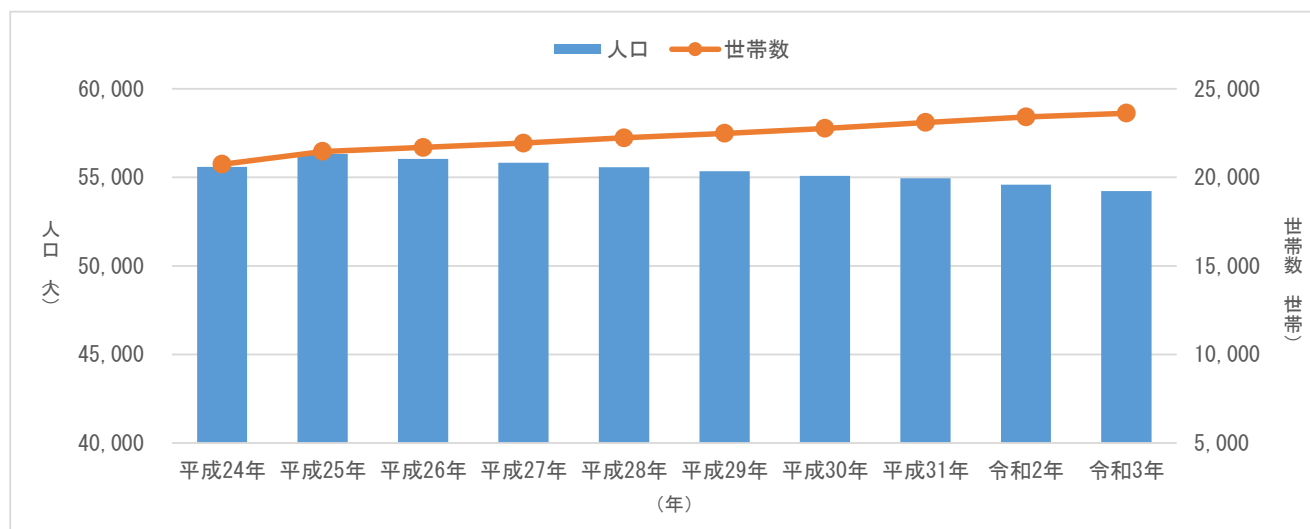


図2-2-1 人口及び世帯数の推移

出典：国勢調査、住民基本台帳

第3節 産業

1. 産業別就業者数

本市の産業別就業者数は、農業等の第一次産業と建設業や製造業の第二次産業が減少し、サービス業等の第三次産業が増加しています。

産業別就業者数の推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

表2-3-1 産業別就業者数の推移

単位：人

年	第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成7年	1,881	12,525	14,227
平成12年	1,617	11,766	15,332
平成17年	1,442	10,634	15,784
平成22年	1,064	8,836	15,940
平成27年	943	8,573	15,958

出典：国勢調査

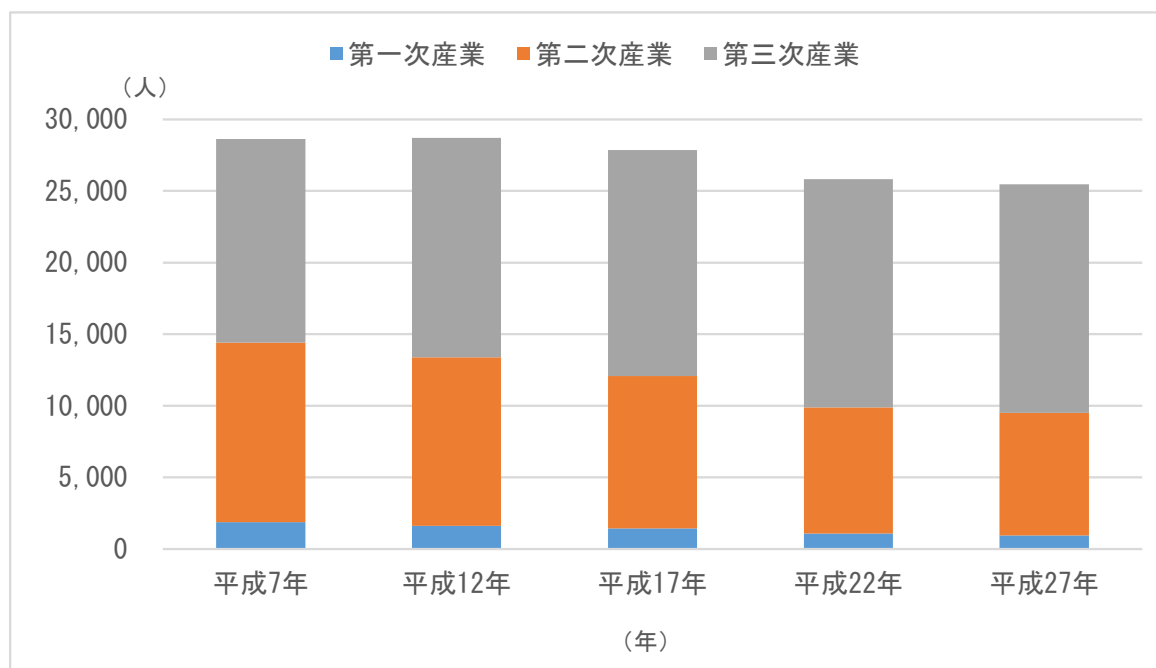


図2-3-1 産業別就業者数の推移

出典：国勢調査

2. 産業別事業所及び常用雇用者数

本市の産業別事業所は、「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」となっています。常用雇用者数は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「医療・福祉」となっています。

産業別事業所数及び常用雇用者数を表2-3-2に示します。

表2-3-2 産業別事業所及び常用雇用者数 (平成28年6月1日現在)

業種	事業所数		常用雇用者数	
	件	割合 (%)	人	割合 (%)
農業・林業	10	0.5	155	0.8
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	177	8.2	465	2.3
製造業	322	14.8	7,058	34.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1	7	0.0
情報通信業	4	0.2	11	0.0
運輸業・郵便業	73	3.4	1,282	6.3
卸売業・小売業	624	28.7	4,325	21.3
金融業・保険業	22	1.0	225	1.1
不動産業・物品賃貸業	86	4.0	86	0.4
学術研究・専門・技術サービス業	55	2.5	317	1.6
宿泊業・飲食サービス業	229	10.5	1,673	8.2
生活関連サービス業・娯楽業	218	10.0	649	3.2
教育・学習支援業	74	3.4	336	1.7
医療・福祉	158	7.3	2,865	14.1
複合サービス事業	14	0.6	287	1.4
サービス業	104	4.8	561	2.8
合計	2,171	100.0	20,302	100.0

出典：経済センサス

第4節 土地利用状況

本市の総面積は、5,864ha で田畑が最も大きくなっています。

土地利用状況を表2-4-1及び図2-4-1に示します。

表2-4-1 土地利用状況 (令和2年1月1日現在)

区分	面積 (ha)	割合 (%)
田	1,594.2	27.19
畑	1,056.1	18.01
宅地	1,241.9	21.18
山林	18.6	0.32
原野	7.1	0.12
池沼	0.7	0.01
雑種地* ¹	216.5	3.69
その他* ²	1,728.9	29.48
合計	5,864.0	100.00

出典：令和2年度版 統計はにゅう

* 1 田畑、宅地、山林、原野、池沼以外の土地

* 2 河川や道路、非課税地等

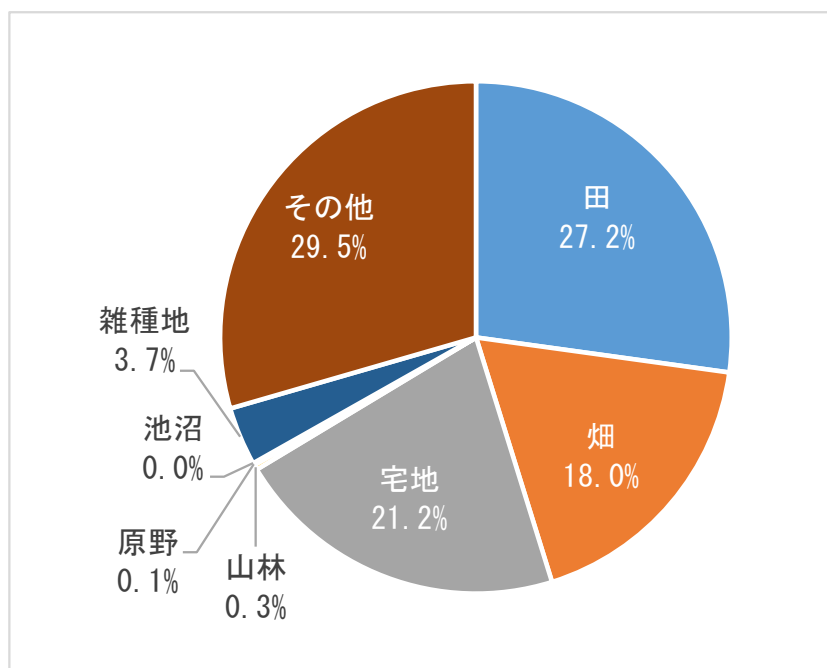


図2-4-1 土地利用状況

出典：令和2年度版 統計はにゅう

第5節 関連計画

本計画は、国及び県の計画と整合を図るものとします。

1. 国の計画

1-1 第五次環境基本計画

国では、平成30（2018）年4月17日に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。計画の概要は次のとおりです。

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造
2. 「世界の範となる日本」の確立
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現

6つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

重点政策を支える環境政策

- 気候変動対策
- 循環型社会の形成
- 生物多様性の確保・自然共生
- 環境リスクの管理
- 基盤となる施策
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、平成30（2018）年6月19日に循環型社会形成推進基本法に基づき、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

計画の概要は次のとおりです。

【計画の7つの柱】

持続可能な社会づくりとの統合的取組

将来像：誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

将来像：循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

将来像：第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う

適正処理の更なる推進と環境再生

将来像：廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

万全な災害廃棄物処理体制の構築

将来像：自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

将来像：適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

循環分野における基盤整備

将来像：情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

【4つの指標と目標値】

指標	平成12（2000）年度	平成27（2015）年度	令和7（2025）年度目標
資源生産性（万円/トン）	2.4	3.8	4.9（平成12年度の約2倍）
入口側の循環利用率（%）	1.0	1.6	1.8（平成12年度の約1.8倍）
出口側の循環利用率（%）	3.6	4.4	4.7（平成12年度の約1.3倍）
最終処分量（百万トン）	5.7	1.4	1.3（平成12年度より▲77%）

1-3 廃棄物処理施設整備計画

国では、平成30（2018）年6月19日に廃棄物処理法に基づき策定される「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。

計画の概要は次のとおりです。

基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

整備及び運営の重点的なポイント

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
 - ・ 廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。
 - ・ 地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
 - ・ よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。
 - ・ 施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
 - ・ 施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
 - ・ 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害等の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

2. 埼玉県計画

埼玉県では、令和3（2021）年3月に令和3年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しました。あわせて、食品ロス削減推進法に基づき、食品ロス削減の推進に関して「埼玉県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

将来像

県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現

基本方針

- 第1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。
- 第2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。
- 第3 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。
- 第4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。

数値目標

項目		数値目標	
		基準年度 平成30（2018）年度	目標年度 令和7（2025）年度
一般 廃 棄 物	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	524 g/人・日	440 g/人・日
	事業系ごみ排出量	535千t	451千t
	1人1日あたりの最終処分量	34 g/人・日	28 g/人・日
	再生利用率	23.9%	33.6%
産業廃棄物最終処分量		159千t	150千t
食品ロス量		266千t	240千t

重要課題

- 1 食品ロスの削減
- 2 プラスチック資源の循環的利用の推進
- 3 廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用

重点施策

- I 3Rの推進
- II 廃棄物の適正処理の推進
- III 災害発生時のレジリエンス強化
- IV 持続可能な廃棄物処理の推進

3. 市の計画

3-1 第6次羽生市総合振興計画

本市では、平成30（2018）年3月に、平成30年度から令和9（2027）年度を計画期間とした「第6次羽生市総合振興計画」を策定しました。政策7の中で、ごみに関する取組や目標を設定しています。

計画の概要は次のとおりです。

まちづくりの姿勢

市民が主役のまちづくり

まちづくりの基本理念

市民参加、市民参画、市民協働

次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり

将来都市像

誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生

施策の大綱

- | | |
|------------|---------------------|
| 政策1 協働・文化 | 地域とともに生きるまちをつくる |
| 政策2 子育て・教育 | 子どもを育て学びを高めるまちをつくる |
| 政策3 福祉・健康 | 元気で助け合えるまちをつくる |
| 政策4 安全・安心 | いのちと暮らしを守るまちをつくる |
| 政策5 産業・雇用 | 活気と魅力あるまちをつくる |
| 政策6 都市基盤 | インフラを整え生活を支えるまちをつくる |
| 政策7 生活環境 | きれいで自然を感じるまちをつくる |

7-2 ごみ処理の適正化

- (1) ごみの減量化と排出抑制の推進
- (2) 再利用・再資源化の推進
- (3) 市民意識の向上
- (4) 処理体制の効率化

【目標指標】

指標	現在値	目標
	平成28（2016）年度	令和4（2022）年度
市民一人一日当たりのごみ排出量	983g	895g
再生利用率	23.5%	28.8%
最終処分率	3.6%	3.1%

政策8 行政経営

健全な経営で自律するまちをつくる

3-2 第3次羽生市環境基本計画

本市では、令和3（2021）年3月に、令和3年度から令和12（2030）年度を計画期間とした「第3次羽生市環境基本計画」を策定しました。基本目標2ではきれいな水に関して、基本目標4ではごみに関する施策と環境指標を設定しました。

計画の概要は次のとおりです。

目指す環境像

水と緑を生かし、安心して暮らせる環境にやさしいまち

基本目標1 自然の恵みを活かすまち

基本施策 1-1 生物多様性の恵み・役割の保全と啓発

基本施策 1-2 自然との豊かなふれあいづくり創出

重点取組 1 自然の恵みを楽しむ

基本目標2 快適で安心して暮らせるまち

基本施策 2-1 清らかな水の保全と再生

環境指標 河川・水路のBOD年平均値3mg/L以下の測定地点割合：100%

生活排水処理率：100%

下水道整備率：100%

基本施策 2-2 快適に暮らせる生活空間の保全・創出

重点取組 2 きれいな水とのふれあいの向上

基本目標3 気候変動の緩和と適応を進めるまち

基本施策 3-1 地球温暖化に適応し、安心して暮らせる環境の創出

基本施策 3-2 エネルギーの有効活用など低炭素・脱炭素社会の構築

重点取組 3 エネルギーを賢く使う

基本目標4 資源を大切に作る循環型社会のまち

基本施策 4-1 ごみの排出抑制と資源の循環利用の推進

環境指標 市民1人1日あたりのごみ排出量：865g

資源化率：30%

彩の国エコぐるめ事業への登録：20件

基本施策 4-2 効率的な資源循環と適正な廃棄物処理の推進

環境指標 生ごみ処理機器累積補助件数：3,000基

ごみ分別方法・収集日の周知：対策の推進

今後のごみ処理方法について：広域化の推進

重点取組 4 4Rを進め、ごみを減らす

基本目標5 みんなで環境を守り・育み・活かすまち

基本施策 5-1 環境を学び・考え・行動する人づくりの推進と支援

基本施策 5-2 協働による環境活動の推進と支援

重点取組 5 環境を楽しむライフスタイルをつくる

第6節 政策的要因

6-1 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されました。SDGsは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

「第3次羽生市環境基本計画」は、SDGsの理念を踏まえて各施策を展開していることから、本計画においても同様に施策を定め推進していきます。

【SDGsの17のゴールについて】

第3次羽生市環境基本計画より抜粋

	目標1: 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10: 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	目標2: 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標11: 住み続けられるまちづくり 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
	目標3: すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12: つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標4: 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する		目標13: 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標5: ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う		目標14: 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標6: 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標15: 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標7: エネルギーをみんなにクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		目標16: 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標8: 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		目標17: パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標9: 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

6-2 食品ロス削減推進法

食品ロス削減推進法が令和元（2019）年10月に施行されました。この法律は、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、できるだけ食品として活用するためのものです。

法の概要は次のとおりです。

○食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

○責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

○食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

○食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける。

○基本方針（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

○基本的施策（第14条～第19条）

①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む

②食品関連事業者等の取組に対する支援

③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰

④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究

⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供

⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

○食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

6-3 プラスチック資源循環促進法

『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和4（2022）年4月に施行されます。この法律は、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進するためのものです。





法の概要は次のとおりです。

基本計画の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ※認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p>〈付け替えボトル〉</p>	
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ※主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p>〈ワンウェイプラスチックの例〉</p>	
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 <div style="text-align: center;">  <p>〈プラスチック資源の例〉</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ※主務大臣が認定した場合に市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ※主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <div style="text-align: center;">  <p>〈店頭回収等を促進〉</p> </div>	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ※主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ●排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ※主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

第3章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理のフロー

本市では、家庭から排出されるごみを収集もしくは直接持ち込みにより、羽生市清掃センターの焼却施設、粗大ごみ処理施設に搬入し中間処理を行っています。

ごみ処理のフローは次のとおりです。

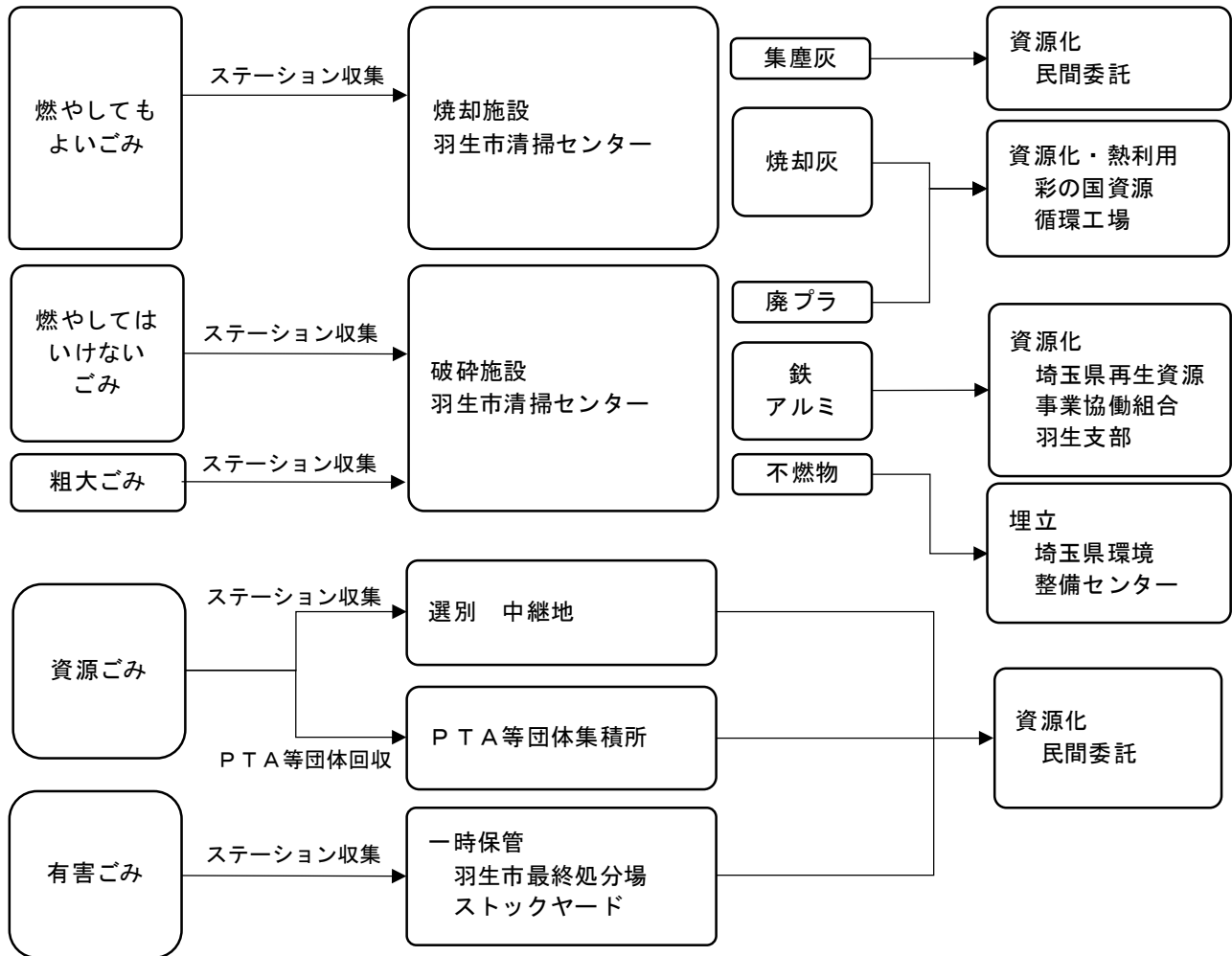


図3-1-1 ごみ処理のフロー

2. ごみ処理体制

2-1 ごみ分別区分と収集

(1) ごみの分別区分

本市の家庭ごみは、5種12分別のステーション回収と公民館などの公共施設で拠点回収を行っています。分別区分は事業系ごみも同じになっています。

表3-1-1 分別区分

分類		主な品目	
資源 ごみ	ペットボトル	○飲料用のペットボトル ○醤油・焼酎・みりん等のペットボトル 等	
	空きかん	○アルミ缶・スチール缶 ○アルミ・スチールマークの付いている缶詰 等	
	空きびん	○洋酒・清涼飲料水びん 等	
	紙類	新聞	○新聞と折り込みチラシ
		雑誌	○週刊誌・月刊誌 ○教科書・辞書 ○漫画本・その他の本 等
		ダンボール	○ダンボール
	雑紙（ざつがみ）	○ポスター・カレンダー ○ノート、菓子箱、トイレトペーパーの芯、レシート、割り箸の袋、折り紙、入場券、台紙 等	
	古着	汚れたり破れたりしていない着用できる状態のもの	
燃やしてもよいごみ		○生ごみ ○紙くず ○紙おむつ（汚物は取り除く） ○草・枝・木 ○汚れたり破れた衣類・下着類 等	
燃やしてはいけないごみ		○スプレー缶類 ○ライター類 ○再生できないガラス ○せともの ○ビニール ○プラスチック ○金属類（鍋・やかん・包丁等） ○ゴム・皮革類 ○小型家電 等	
粗大ごみ		○家電製品（大型家電）※ ○タンスなどの家具 ○椅子・自転車 ○ふとん・カーペット 等	
有害ごみ		○蛍光管 ○電球類 ○体温計（水銀式） ○血圧計（水銀式） 等	
拠点回収		○小型家電 ○紙パック ○廃食用油 ○乾電池・ボタン電池・リチウムイオン電池 等	
市で 収集 できない ごみ	処理困難物	○ガスボンベ ○廃油（植物性を除く） ○農薬 ○農機具類 ○タイヤ ○消火器 ○バッテリー ○エンジン付機械類 ○コンクリートブロック ○建設廃棄物 ○ピアノ 等	
	家電リサイクル法 等対象品目	○エアコン ○テレビ ○冷蔵庫・冷凍庫 ○洗濯機 ○衣類乾燥機 ○パソコン	
	事業系ごみ	○商店・飲食店などの事業所から出るごみ	

※ 家電リサイクル法対象品目は除く。

(2) ごみの収集方法等

本市のごみステーションの出し方と収集回数は、分類ごとに決められています。

表3-1-2(1) ごみの出し方と収集回数

分類		出し方等	収集回数	
資源 ごみ	ペットボトル	○キャップ、ラベルをとり、すすいでつぶして出す。 ○汚れのひどいものは「燃やしてはいけないごみ」に出す。 →地区の指定場所（黄色のかご）に出す	2回/月	
	空きかん	○キャップを外し、中を洗う。 ○つぶさずに出す。（またはきちんとつぶして出す。） →地区の指定場所（青色のかご）に出す		
	空きびん	○キャップを外し、中を洗う。 ○異物を取り除く。 ○鏡、ガラス、陶磁器は「燃やしてはいけないごみ」に出す。 →地区の指定場所（青色のかご）に出す		
	紙類	新聞		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		雑誌		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		ダンボール		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		雑紙 (ざつがみ)		○小さい紙は、紙袋などに入れて、ひもやテープで閉じる。 →地区の指定場所に出す
古着	○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す			
燃やしてもよいごみ		○透明または半透明のごみ袋に入れて口を閉じて出す。 ○生ごみの水切りを徹底する。 ○おむつは汚物を取り除いてから出す。 ○枝などは長さ60cm以内・太さ10cm以内または厚さ10cm以内に切ってひもで結ぶか、透明・半透明の袋に入れる。 ○汚れたり破れた衣類、下着類は、なるべく小さくまとめる。 →指定のごみステーションに出す	3回/週	
燃やしてはいけないごみ		○透明または半透明のごみ袋に入れて口を閉じて出す。 ○スプレー缶類、ライター類は、ガスを抜いて、別袋で出す。 ○刃物類は、紙等で包んで“刃物”と記入して出す。 →指定のごみステーションに出す	1回/週	
粗大ごみ		○粗大ごみは、目安として45ℓの袋（一般的なサイズ：65cm×80cm）に収まらない大きさのものを対象とする。 切る・折る・曲げる・たたむことにより45ℓの袋に入るものであれば、通常のごみ（燃やしてもよいごみ・燃やしてはいけないごみ）として排出可。 ○粗大ごみの収集は年4回行う。 →指定のごみステーション（燃やしてはいけないごみステーション）に出す。	年4回	
有害ごみ		○ダンボール箱などに入れ、外側に“有害ごみ”と記入して、燃やしてはいけないごみの収集日に出す。 →指定のごみステーション（燃やしてはいけないごみステーション）に出す。	1回/週 「燃やしてはいけないごみ」の日	

表 3-1-2 (2) ごみの出し方

分 類		出し方等
拠 点 回 収	小型家電	○市役所、市民プラザ、公民館、女性センターに設置してある小型家電回収BOXに入れる。 ○小型家電回収BOXの投入口(15cm×30cm)を通過する家電製品
	紙パック	○市役所、市民プラザ、公民館、女性センターに設置してある回収箱に切り開いて出す。
	廃食用油	○油の入っていた容器やペットボトルなどに入れ、しっかり蓋をして、公民館にある回収箱にそのまま容器ごと入れる。
	乾電池 ボタン電池 リチウムイオン電池	○市役所、市民プラザ、公民館、女性センター、学校、家電量販店等の販売店などに設置してある乾電池回収箱に入れる。

(3) ごみステーション

燃やしてもよいごみ、燃やしてはいけないごみ、資源ごみは、ステーション収集を行っています。

表 3-1-3 ごみステーションの推移

単位：箇所

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やしてもよいごみ	1,285	1,297	1,327	1,311	1,333
燃やしてはいけないごみ	868	885	912	919	953
資源ごみ	124	124	123	107	106

(4) 清掃センターへの持ち込み

本市では、家庭ごみを清掃センターに直接持ち込むことができます。直接持ち込む場合には、分別区分、受け入れ時間が決められています。

事業系ごみは、清掃センターへ直接持ち込むか、許可業者に委託して搬入することができますが、処理手数料が120円/10kgかかります。

表3-1-4 家庭系ごみの分別区分と受け入れ概要（直接持ち込み）

分別区分	受け入れ曜日・時間	出し方
燃やしてもよいごみ	月曜日～金曜日 8:45～16:30 (12:00～13:00を除く)	ステーション 収集に同じ
燃やしてはいけないごみ		
粗大ごみ		
一時的な大量ごみ (引越し、大掃除、庭木刈り込み等)	土曜日 8:45～11:30	

(5) 収集運搬体制

①ステーション方式

ステーション方式の収集運搬は、直営と委託があります。

表3-1-5 収集運搬体制

分別区分	収集回数	ステーション数	収集形態
燃やしてもよいごみ	週3回	1,333箇所	直営 2t車 1台 委託 2t車 5台
燃やしてはいけないごみ	週1回	953箇所	委託 2t車 2台 3t車 1台 4t車 2台
資源ごみ	月2回	106箇所	委託 4t車 1台 2t車 3台

令和3年3月末現在

②拠点回収

本市では、一部の品目で公民館などの公共施設に回収箱を設置し、拠点回収を行っています。拠点回収は、施設の開館時間内であればいつでも投入できます。

表 3-1-6 拠点回収体制

ごみ種類	回収日	回収箱の設置場所
小型家電	随 時	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター
紙パック	第一木曜日	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター
廃食用油	随 時	公民館
乾電池・ボタン電池 リチウムイオン電池	第一木曜日	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター、 学校、家電量販店等の販売店など

2-2 中間処理の状況

本市のごみの中間処理は、焼却及び破碎、選別を羽生市清掃センターで、再資源化は民間などの再生業者で行っています。

焼却施設では、燃やしてもよいごみと粗大ごみ処理施設で選別された可燃ごみを焼却しています。

粗大ごみ処理施設では、燃やしてはいけないごみと粗大ごみの破碎選別処理を行っています。破碎後に不燃ごみ、廃プラスチック類、鉄、アルミに分けられます。

表 3-1-7 羽生市清掃センターの施設概要

所在地	羽生市大字三田ヶ谷 1 8 6 3	
敷地面積	1 4 , 8 0 0 m ²	
処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設
機器の形式など	炉形式 准連続燃焼式焼却炉	破碎機、磁選機、アルミ選別機等
処理能力	8 0 t / 1 6 h (4 0 t / 1 6 h × 2 基)	3 0 t / 5 h
着工年月	昭和 5 6 年 1 0 月	昭和 6 2 年 9 月
竣工年月	昭和 5 8 年 3 月	昭和 6 3 年 3 月

2-3 最終処分の状況

本市の燃やしてはいけないごみ及び粗大ごみから選別された不燃物は、埼玉県環境整備センターの最終処分場で埋立処分を行っています。市は最終処分場を所有していますが、現在は埋め立てを行っていません。

表 3-1-8 羽生市一般廃棄物最終処分場の施設概要

所在地	羽生市大字弥勒553-1
総面積	70,073㎡
埋立面積	19,400㎡
埋立容量	77,000㎡
着工年月	平成7年9月
竣工年月	平成9年3月
埋立物の種類	焼却灰、不燃物、廃プラスチック類
埋立方式	セルアンドサンドイッチ方式
残余容量	4,343㎡（令和2年3月31日現在）
浸出水処理施設	処理能力：35㎡/日 処理方式：生物処理→凝集沈殿→高度処理（砂ろ過、活性炭吸着）

第2節 ごみの排出状況

1. ごみの排出量

1-1 ごみの総排出量

本市の人口は減少傾向で推移していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活系ごみについては、家庭で過ごす時間が長くなったことにより、令和元（2019）年度より増加しています。一方、事業系ごみについては、感染症による営業時間短縮などの影響により、令和2（2020）年度は減少しています。ごみ総排出量は、令和元年度より増加しています。

表3-2-1 ごみ総排出量と人口の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口（人）	55,513	55,389	55,092	54,730	54,416
ごみ総排出量（t） ①+②+③	19,856	19,554	19,177	19,325	19,618
生活系ごみ①	15,004	14,658	14,343	14,466	15,396
燃やしてもよいごみ	10,088	10,036	10,111	10,257	10,823
燃やしてはいけないごみ	2,804	2,605	2,244	2,253	2,404
粗大ごみ	237	225	245	251	317
その他ごみ	12	10	11	13	12
資源ごみ	1,863	1,782	1,732	1,692	1,840
事業系ごみ②	4,360	4,419	4,421	4,478	4,003
燃やしてもよいごみ	4,246	4,307	4,313	4,378	3,921
燃やしてはいけないごみ	114	112	108	100	82
集団回収③	492	477	413	381	219

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査 人口は各年10月

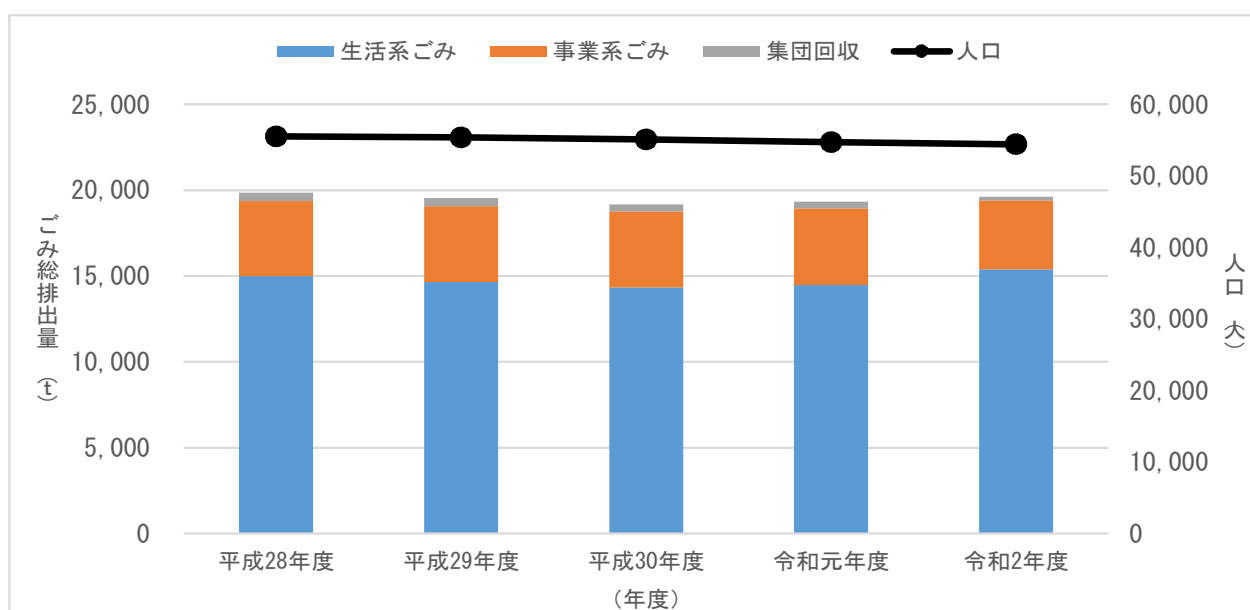


図3-2-1 ごみ総排出量と人口の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査 人口は各年10月

1-2 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量及び1人1日あたりの生活系ごみ排出量は減少傾向で推移していましたが、令和元（2019）年度より増加しています。

表3-2-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年度	1人1日あたりのごみ排出量	1人1日あたりの生活系ごみ排出量
平成28年度	980	730
平成29年度	967	715
平成30年度	954	702
令和元年度	965	711
令和2年度	988	761

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

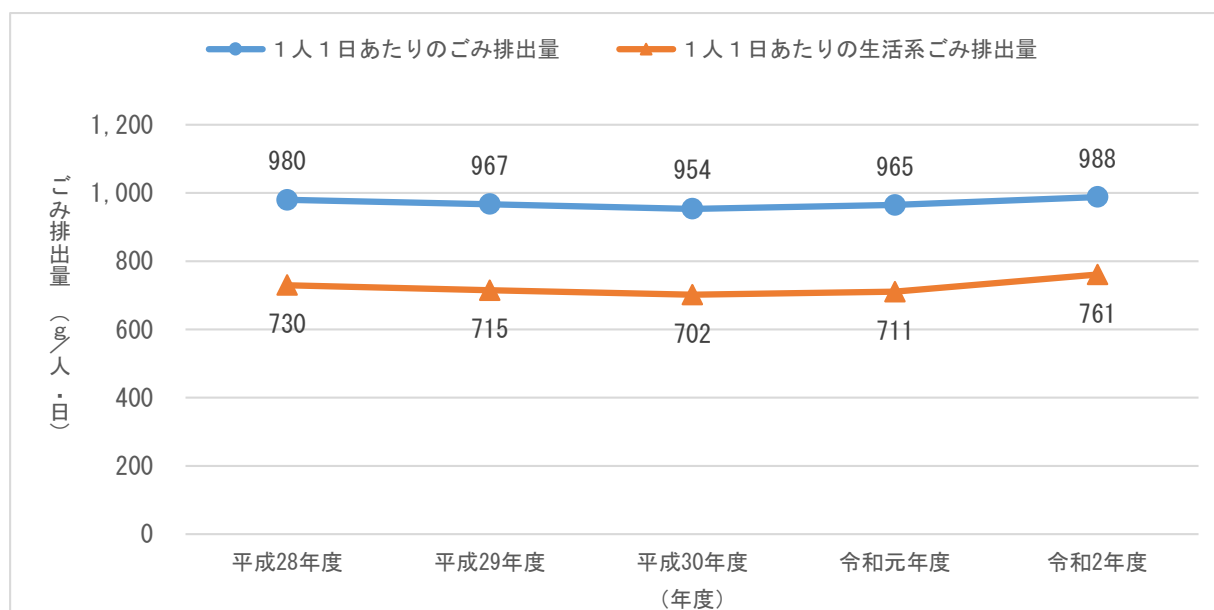


図3-2-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

2. 中間処理

焼却処理量は、年度によるばらつきがみられますが、増加傾向で推移しています。

粗大ごみ処理施設での破碎・選別処理量は、年度によるばらつきがみられますが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け増加しています。

表3-2-3 中間処理量の推移

単位：t

年度	焼却処理量			破碎・選別処理量
	直接焼却量	焼却施設以外の施設からの焼却	合計	粗大ごみ処理施設
平成28年度	13,561	1,432	14,993	2,519
平成29年度	13,768	1,484	15,252	2,543
平成30年度	14,496	1,503	15,999	2,553
令和元年度	14,573	1,515	16,088	2,549
令和2年度	14,366	1,492	15,858	2,712

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

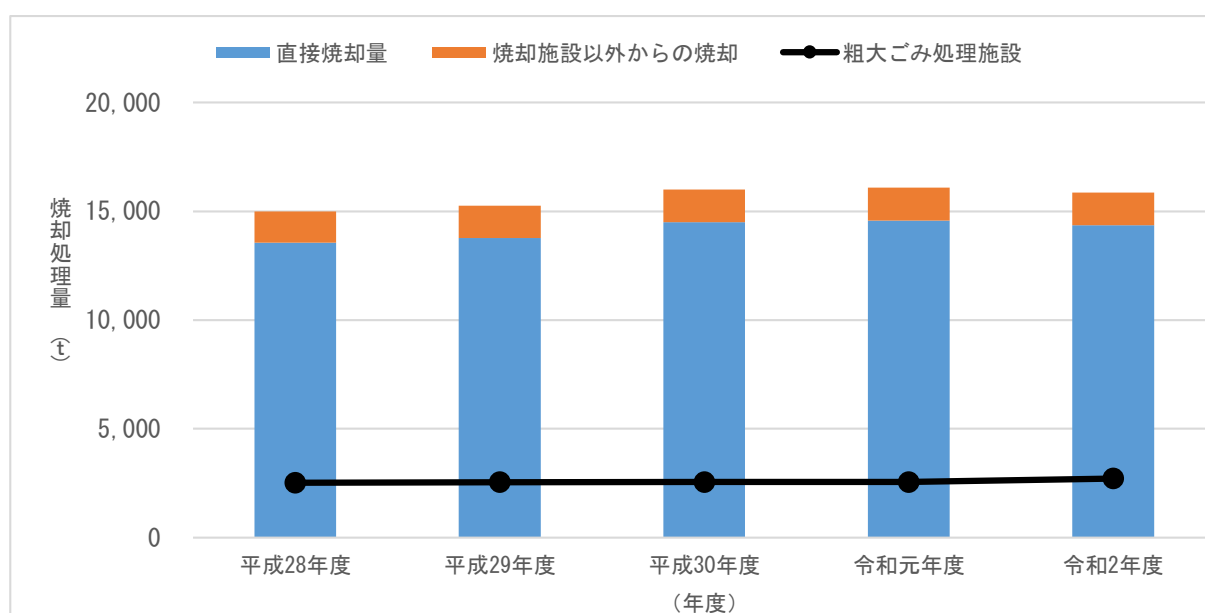


図3-2-3 中間処理量の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

3. 再生利用

直接資源化量は、減少傾向で推移していますが、再生利用量及び再生利用率は、年度によるばらつきがみられます。

表 3-2-4 再生利用量の推移

年度	再生利用量 (t)				再生利用率 (%)
	直接資源化量	中間処理後再生利用	集団回収	合計	
平成28年度	1,875	2,292	492	4,659	23.5
平成29年度	1,786	2,189	477	4,452	22.8
平成30年度	1,733	2,396	413	4,542	23.7
令和元年度	1,695	2,441	381	4,517	23.5
令和2年度	1,840	2,627	219	4,686	23.9

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査
再生利用率は環境省 一般廃棄物処理実態調査のデータを基に算出

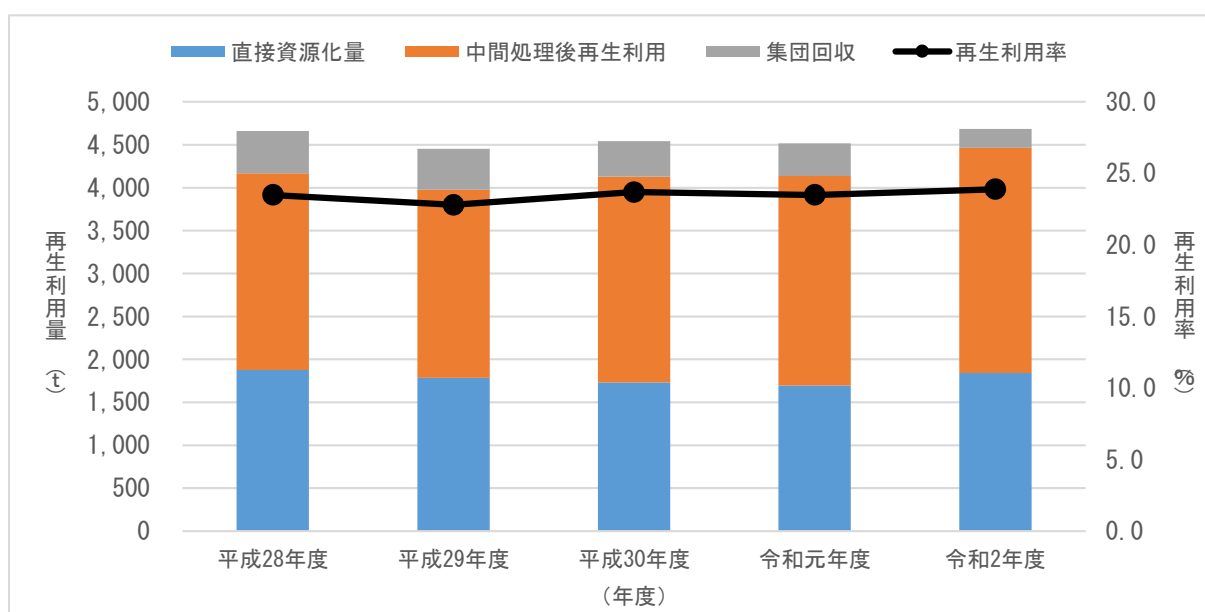


図 3-2-4 再生利用の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査
再生利用率は環境省 一般廃棄物処理実態調査のデータを基に算出

4. 最終処分

本市の最終処分量は、減少傾向で推移していますが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で粗大ごみ処理施設の処理量が増加したため、最終処分量も増加しています。

最終処分率は、平成28（2016）年度以降は減少傾向で推移していますが、令和2年度は高くなっています。

表3-2-5 最終処分の推移

年度	最終処分量（t）	最終処分率（%）
平成28年度	719	3.6
平成29年度	685	3.5
平成30年度	658	3.4
令和元年度	568	2.9
令和2年度	709	3.6

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

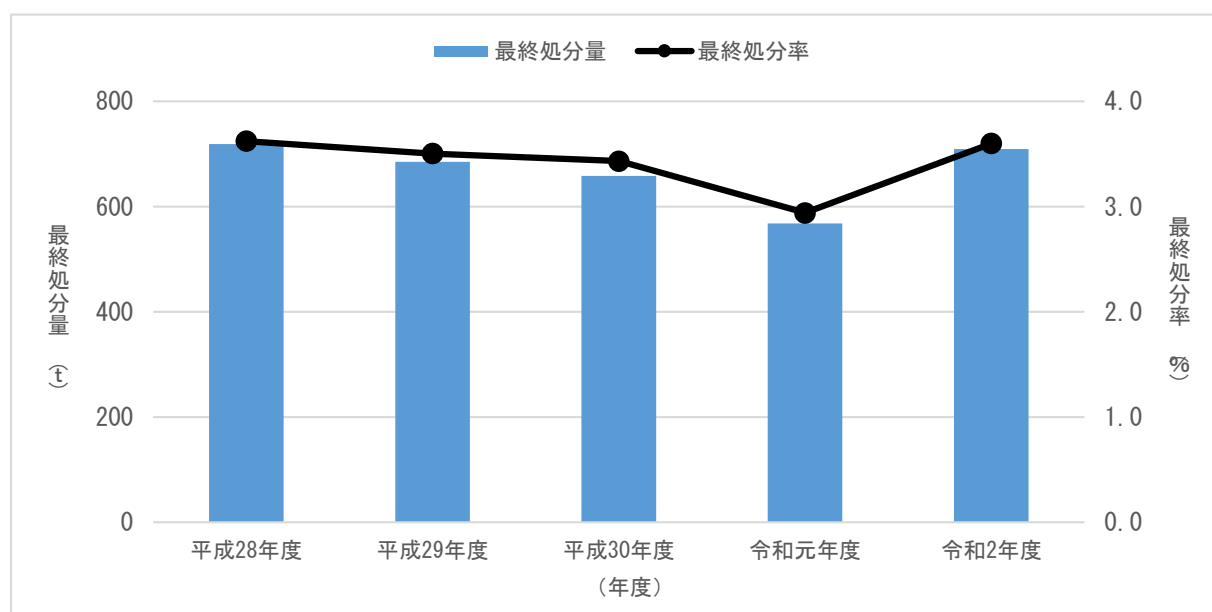


図3-2-5 最終処分の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

5. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、増加傾向で推移しています。特に中間処理費が高くなっており、市民1人あたりのごみ処理経費も高くなっています。

表 3-2-6 ごみ処理経費の推移

単位：百万円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集運搬費	265	261	261	262	270
中間処理費	346	366	386	553	590
最終処分費	29	30	29	31	30
人件費	111	98	100	96	100
その他	137	116	164	164	125
合計	888	871	940	1,106	1,115
市民1人あたりのごみ処理経費(円)	16,000	15,738	17,047	20,199	20,531

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

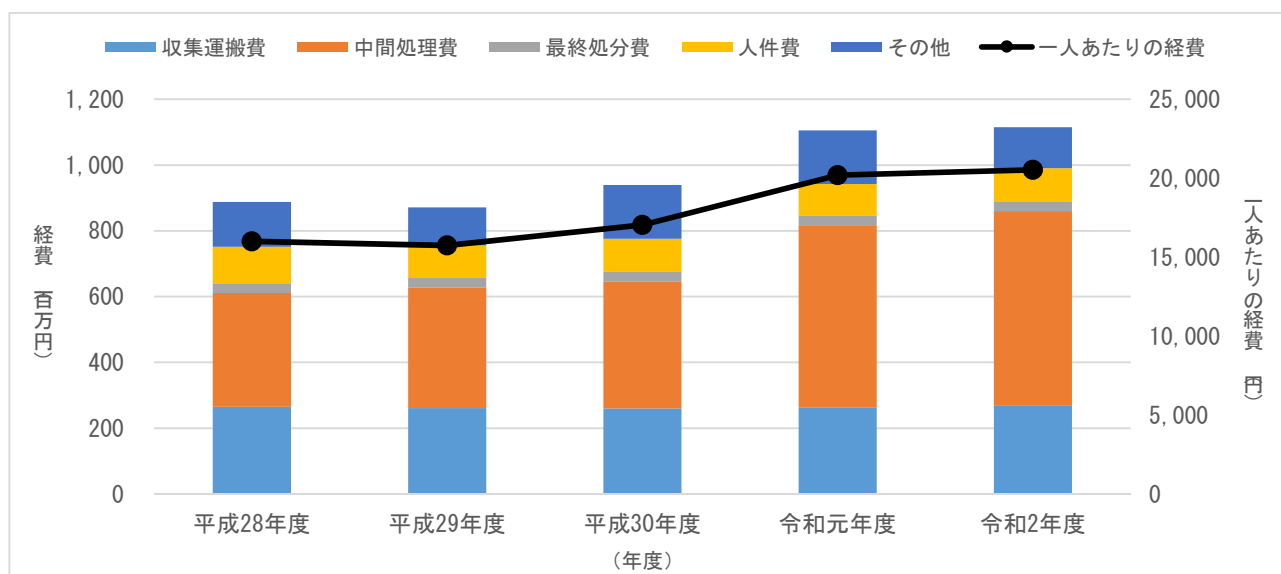


図 3-2-6 ごみ処理経費の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

6. 可燃ごみのごみ質

本市の燃やしてもよいごみの焼却処理を行っている羽生市清掃センターでは、可燃ごみのごみ質の分析を年4回行っています。

可燃ごみには、紙、布類が多く含まれ、次いでプラスチック類や木、竹類となっています。

表 3-2-7 ごみ質分析結果の推移

単位：%

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
紙、布類	60.3	64.0	46.7	56.9	56.8	57.0
プラスチック類	12.8	13.1	14.5	19.5	17.6	15.5
木、竹類	13.7	8.8	17.7	14.0	17.4	14.3
厨芥類	10.8	11.1	10.5	6.6	3.4	8.5
不燃物	0.3	1.2	0.7	0.1	0.8	0.6
その他	2.1	1.8	9.9	2.9	4.0	4.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：羽生市清掃センター ごみ質分析結果
 ※表に記載の年度毎の割合は、年4回の結果を平均した値

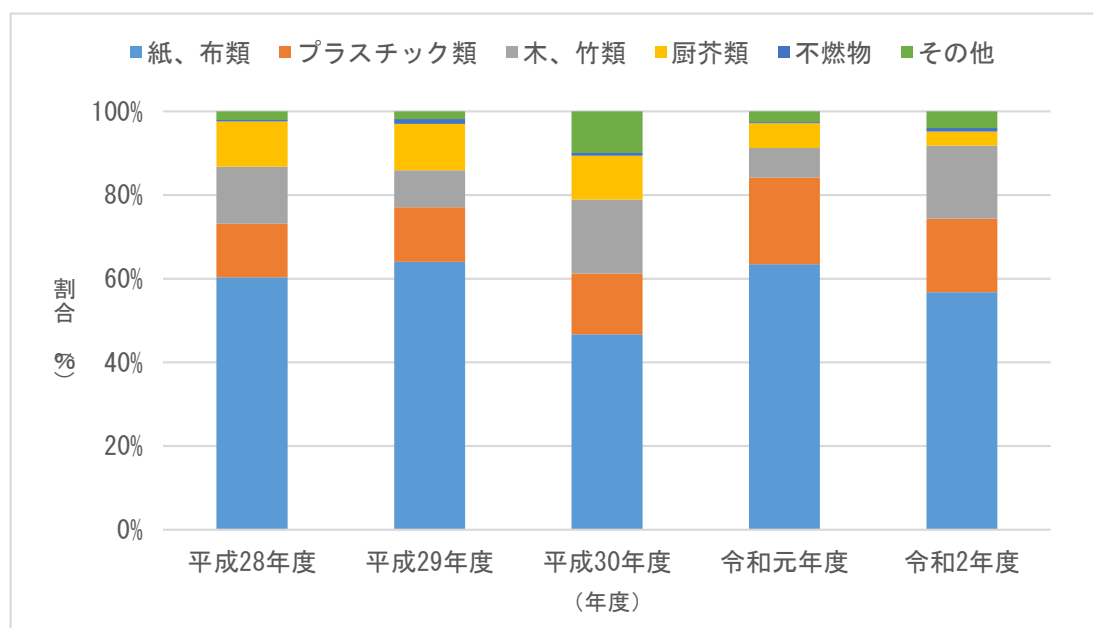


図 3-2-7 ごみ質分析結果の推移

出典：羽生市清掃センター ごみ質分析結果

7. 温室効果ガス排出量

本市のごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量及び1人1日あたりの温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度に増加しています。

なお、温室効果ガス排出量は、可燃量にごみ質分析のプラスチック類の年間平均割合をかけ、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の量をそれぞれ求め、温暖化係数をかけて算出しました。

表3-2-8 温室効果ガス排出量の推移

	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	1人1日あたりの温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /人・日)
平成28年度	5,033	0.25
平成29年度	5,253	0.26
平成30年度	6,083	0.30
令和元年度	8,628	0.43
令和2年度	6,519	0.33

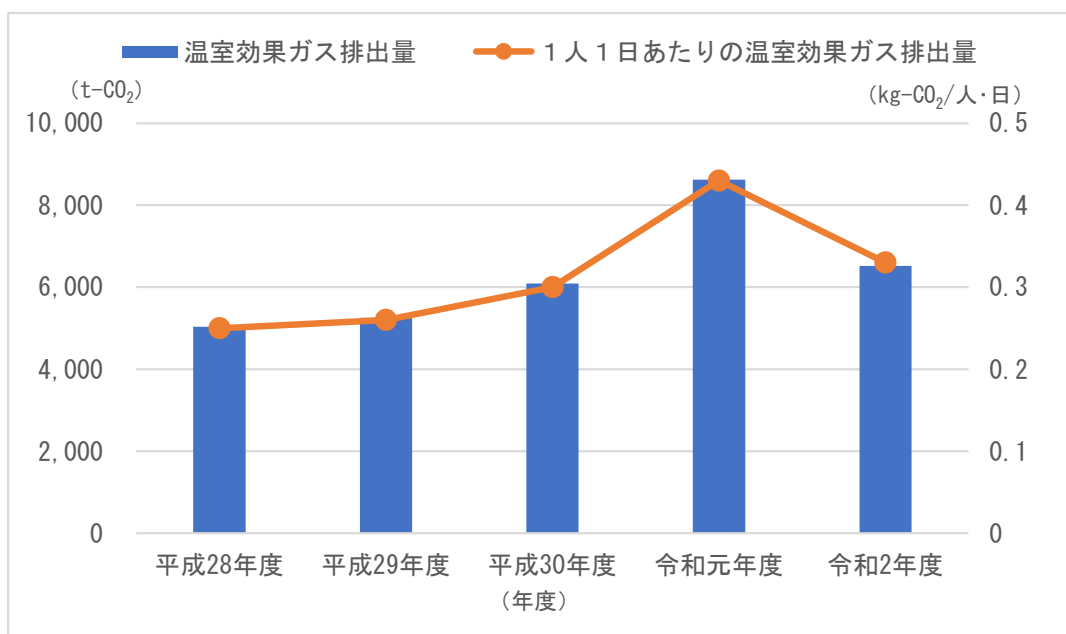


図3-2-8 温室効果ガス排出量の推移

第3節 市の取り組み

1. ごみ処理施策の経緯

本市の廃棄物処理施設として、昭和58（1983）年3月に羽生市清掃センター、昭和63（1988）年3月に粗大ごみ処理施設が竣工しました。平成10（1998）年には、清掃センターの焼却施設のダイオキシン対策としてバグフィルターが整備されました。また、平成19（2007）年度から平成20（2008）年度にかけて、焼却炉の大規模改修を実施するなど、定期的な修繕を行い、適切な施設の維持管理に努めています。

ごみの資源化に向け、昭和61（1986）年度にびん、かん、平成5（1993）年度に古紙、古着、ペットボトルの資源回収を開始しました。また、平成10（1998）年度には、羽生市廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）制度が始まりました。

そして、ごみに関する問題を総合的に検討するため、平成3（1991）年度に市内関係団体からの推薦及び市民からの公募による委員によって構成された「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」が設置されました。その後、平成7（1995）年度には同委員会の内容を発展させた「羽生市廃棄物減量等推進審議会」が設置され、市長からの諮問に基づき審議を行い、ごみ減量・リサイクル促進の方策について答申を行いました。

本市の一般廃棄物処理基本計画は、平成5（1993）年度に策定し、以降、平成18（2006）年度、平成28（2016）年度に改定し、ごみの減量化、資源化に取り組んでいます。

ごみ処理に関する本市の取り組みを表3-3-1（1）～表3-3-1（3）に示します。

表3-3-1（1） ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
昭和51年度	4	不燃ごみ収集（村部）委託開始
昭和57年度	3	羽生市清掃センター（焼却施設）竣工
昭和58年度	4	不燃ごみ収集（市街）委託開始
昭和61年度	10	資源ごみ（びん・かん）回収事業開始
昭和62年度	3	羽生市粗大ごみ処理施設竣工
平成元年度	4	可燃ごみ収集委託開始
平成2年度	4	一般廃棄物運搬業務委託開始
	11	簡易焼却炉設置費補助開始
	3	羽生市一般廃棄物最終処分場竣工
平成3年度	8	「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」発足
	3	市民委員会 市長へ中間答申
平成4年度	4	生ごみ処理容器購入費補助制度開始
	5	紙パック回収開始（市内11ヶ所に回収箱設置）
	3	「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」最終答申
平成5年度	10	羽生市一般廃棄物処理基本計画策定
		資源ごみ回収品拡充（古紙、古着、ペットボトル）

表 3-3-1 (2) ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
平成 6 年度	4	事業系一般廃棄物処理有料化 (200円/10kg)
		集団回収 (PTA等) への補助開始
	7	粗大ごみ分別回収開始
平成 7 年度	4	集じん灰運搬処理委託開始
		不燃ごみ収集 (市街) を委託
	7	羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行
	10	一般家庭の焼却灰収集開始
	11	羽生市廃棄物減量等推進審議会発足
平成 8 年度	9	羽生市分別収集計画 (H9~H13) 策定
	10	リサイクルセンター開設 (リサイクル自転車)
	3	羽生市一般廃棄物最終処分場竣工 (新処分場)
平成 9 年度	10	透明・半透明ごみ袋採用 (4月から9月は試行期間)
		羽生市廃棄物減量等推進審議会最終答申
		リサイクルショップ開設 (不用品の販売)
	11	家庭用簡易焼却炉補助制度廃止
	1	羽生市廃棄物減量等推進員モデル地区 (東町、東大和町、栄町) スタート
	3	バグフィルター竣工 (焼却処理施設)
平成 10 年度	4	不燃ごみ収集 (村部) 回数増 (月3回に)
		事業系一般廃棄物処理手数料変更 (120円/10kg)
		羽生市廃棄物減量等推進員全地区スタート (230名)
		行田地区ごみ処理広域化協議会設立
	3	一般廃棄物処理基本計画見直し (行田地区ごみ処理広域化協議会)
平成 11 年度	4	彩北広域清掃組合加入
		生ごみ処理機購入費補助制度開始
	6	羽生市分別収集計画策定 (H12~H16)
平成 12 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員 (委任・2年更新)
		不燃ごみ回収 (村部) 回数増加 (月3回→週1回)
平成 13 年度	4	粗大ごみ分別回収・回数増加 (2回/年→4回/年)
平成 14 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員 (委任・2年更新)
		生ごみ処理機補助金額引き下げ (20,000円→15,000円)
	6	羽生市分別収集計画策定 (H15~H19)
平成 15 年度	4	資源ごみ回収報償金金額の引き下げ (一律3円/kg)
		報償金対象品目にペットボトル追加

表 3-3-1 (3) ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
平成 16 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員（委任・2年更新）
	3	羽生市汚泥再生処理センター竣工
平成 17 年度	4	羽生市汚泥再生処理センター運転管理業務委託開始
	6	生ごみ処理機器補助金額引き下げ （処理機 15,000円→10,000円 コンポスト 2,500円→2,000円）
		羽生市分別収集計画策定（H18～H22）
3	彩北広域清掃組合離脱	
平成 18 年度	12	羽生市一般廃棄物処理基本計画（素案）策定
		羽生市一般廃棄物処理基本計画策定
	3	廃プラスチック類運搬処理委託開始
平成 19 年度	8	ごみ減量協力店・協力事業所認定制度スタート
	11	ごみ減量研究グループ発足（12名）
		清掃センター焼却炉大規模修繕（～H20）
平成 20 年度	4	廃食用油清掃センターにて回収開始
	10	事業系一般廃棄物搬入検査開始
	3	リサイクルショップ閉鎖
平成 21 年度	4	資源ごみ品目に雑紙（ざつがみ）を追加
		廃食用油拠点（各公民館）回収開始
		最終処分場延命化のため全量処理委託開始
3	リサイクル家具展示会実施	
平成 22 年度	5	羽生市分別収集計画策定（H23～H27）
平成 24 年度	4	集じん灰資源化委託開始
平成 26 年度	1	小型家電拠点回収開始
平成 28 年度	4	羽生市分別収集計画策定（H28～H32）
	3	羽生市一般廃棄物処理基本計画策定（H28～H37）
令和元年度	6	羽生市分別収集計画策定（R2～R6）
	11	清掃センター焼却炉大規模修繕（～R2）
令和 2 年度	2	宅配便によるパソコン等小型家電の回収開始
	3	行田市と「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意」を締結
令和 3 年度	6	行田市と「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会」を設置
	10	行田市と「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する合意書」を締結
	12	行田市と「行田羽生資源環境組合の設立に関する協議書」を締結

2. ごみの減量化、資源化の取り組み

2-1 家庭用生ごみ処理機器購入補助

家庭ごみから排出される生ごみを減らすため、平成4（1992）年度から市民が購入する電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器（コンポスター）に補助金を交付しています。

表3-3-2 生ごみ処理機器購入補助実績

単位：機

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生ごみ処理機 （電気式）	3	4	3	2	7
生ごみ処理容器 （コンポスター）	12	4	6	16	5
補助額等	生ごみ処理機：購入金額の1/2（上限10,000円、100円未満切り捨て） 生ごみ処理容器：購入金額の範囲内で2,000円を限度				

2-2 資源ごみ回収への支援

本市では、昭和61（1986）年度より、資源ごみを収集し回収業者に売却した自治会やPTA等の地域活動団体に手数料（奨励金）を交付しています。

手数料（奨励金）は3円/kgで、回収品目は、びん、かん、ペットボトル、新聞紙、雑誌、ダンボール、雑紙（ざつがみ）、布類の8種類です。

表3-3-3 資源ごみ回収量・手数料（奨励金）の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自治会	回収量（t）	1,359	1,300	1,323	1,287	1,429
	奨励金交付額（円）	4,077,938	3,900,921	3,978,680	3,862,034	4,287,185
PTA等の 団体	回収量（t）	492	477	412	381	219
	奨励金交付額（円）	1,476,285	1,431,510	1,238,670	1,141,737	656,928
合計	回収量（t）	1,851	1,777	1,735	1,668	1,648
	奨励金交付額（円）	5,554,223	5,332,431	5,217,350	5,003,771	4,944,113

2-3 ごみ減量協力店・協力事業者認定制度

本市では、平成19（2007）年度からごみの減量や資源化に取り組んでいる店舗・事業者を「ごみ減量協力店・協力事業所」として認定し、市民や事業者のごみ減量、資源化に対する意識の高揚を図っています。

2-4 廃棄物減量等推進員の設置

市民、事業者及び市がそれぞれの責務をはたしながら、協力してごみの減量化と適正な処理を進めるため、廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）を市全域に設置しています。市では、クリーン推進員を対象にした講習会や手引き書の配布など、ごみ処理に関する情報を提供しています。

クリーン推進員の職務は、次のとおりです。

- ・正しいごみの出し方等の指導に関すること
- ・ごみの減量化、資源化の推進に関すること
- ・市との連絡調整に関すること
- ・環境美化意識の普及啓発に関すること

3. その他の取り組み

3-1 不燃ごみ集積所設置支援

平成12（2000）年度から自治会が設置する不燃ごみ集積施設（ごみステーション）整備に、整備費の一部を補助金として交付しています。

表3-3-4 不燃ごみ集積施設の整備補助の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助件数（件）	2	1	2	5	1
補助額（円）	200,000	45,000	93,000	293,000	62,000
補助額等	新規整備：事業費の1/2（上限 150,000円） 修繕等：事業費の1/2（上限 50,000円）				

3-2 ごみステーションでのルールの周知

各地区に設置されているごみステーションの管理は、地区（地元自治会）で行っています。

ごみステーションでは、指定日の決められたごみ以外のごみや、分別されていないごみなど、一部でルール違反が見られます。

違反ごみについては、収集は行わず、収集できない旨のシールを貼り周知を行っています。

3-3 不法投棄

本市では、ごみの不法投棄を防止するため、定期的に監視（パトロール）を行っています。

不法投棄を発見した場合には、土地の管理者等に連絡し撤去を行っています。

3-4 ごみゼロ市民運動

本市では、毎年5月30日（ごみゼロの日）前後に、市民と協働で道路などのポイ捨てごみの撤去や地域の環境美化活動を行っています。

3-5 広報・環境教育

(1) 広報

ごみの減量、資源化を推進するため、広報誌やホームページなどを活用し、情報の提供を行っています。

平成30（2018）年3月に、ごみの分別による資源化を促進するため、羽生市ごみ分別ガイドブックを更新しています。また、市民に分別方法を分かりやすく伝えるため、ホームページの「羽生市ごみ分別辞典」で検索が行えるようになっています。

(2) 環境教育

ごみの減量、資源化を推進するため、環境講座、学校や自治会などに直接出向く出前講座などを実施し、市内の小学生を対象とした清掃センター施設見学を行っています。

また、市内の小学5年生の家庭を対象に、家庭での二酸化炭素排出量を把握するとともに、エネルギー使用量の削減を意識していただくことを目的に「環境家計簿」の実施を呼びかけています。

第4節 ごみ処理状況の比較

本市の令和元（2019）年度のごみ処理状況を県平均と比較した結果を表3-4-1に示します。

最終処分率は、県平均を下回っていますが、1人1日あたりのごみ排出量及び1人1日あたりの生活系ごみ排出量は、県平均を上回っています。再生利用率は、わずかに低く1人あたりのごみ処理経費は、7,000円程度高くなっています。

表3-4-1 ごみ処理状況の比較

項目		羽生市	県平均
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	965	862
1人1日あたりの生活系ごみ排出量	g/人・日	711	625
再生利用率	%	23.5	23.7
最終処分率	%	2.9	3.9
一人あたりのごみ処理経費	円	20,199	13,261

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

第5節 ごみ処理の課題

1. 前計画の目標の達成状況

前計画の目標年度は令和7（2025）年度となっていますが、中間年である令和2（2020）年度と比較すると、前計画の目標は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各項目とも達成していない結果となっています。

表3-5-1 目標の達成状況

項目	基準値 (平成27年度)	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1人1日あたりのごみ排出量 g/人・日	965	988	865
再生利用率 %	24.1	23.9	30
最終処分率 %	3.4	3.6	3.0

2. ごみ処理の課題

2-1 ごみ排出量の削減

本市のごみの総排出量は、人口減少に伴い概ね減少傾向で推移していますが、1人1日あたりのごみ排出量は、横ばいから僅かに増加傾向となっています。県平均と比較しても大きく上回っており、減少に転換するためには、既存の施策を継続するとともに、新たな施策に取り組む必要があります。

2-2 再生利用率の向上

本市のごみの再生利用率は、概ね横ばい傾向となっていますが、県平均と比較しても僅かに下回っています。

本市は、資源ごみ、中間処理後の再生利用、焼却灰等の再生利用を行っていますが、特に資源ごみの回収量が、年々減少しています。一方、可燃ごみのごみ質分析から、本市で資源ごみとして分別を行っている紙、布類が一定量含まれています。これらの分別の徹底を図るとともに、新たな資源化品目の追加についての検討を進める必要があります。

2-3 中間処理施設

羽生市清掃センターの焼却施設(昭和58(1983)年3月竣工)、粗大ごみ処理施設(昭和63(1988)年3月竣工)とも施設の老朽化が懸念されています。安定した処理を継続して行うために適正な維持管理を実施していく必要があります。

また、新たなごみ処理施設の整備に向け、行田市との協議会が設立され、協議を進めています。環境負荷を低減し、安定した処理を行うため、計画的に広域化を進めていく必要があります。

2-4 ごみ処理経費の低減

本市のごみ処理経費は、施設の維持管理費用が高んだため増加傾向で推移し、ごみ処理経費の低減に向けた取り組みが必要です。

また、ごみ総排出量を削減するため、家庭ごみ収集の有料化の導入、事業者のごみ処理手数料の増額を検討する必要があります。

2-5 ごみの適正処理

市内の不法投棄の監視や美化活動を行っていますが、道路脇や空き地、河川敷などへの不法投棄やごみのポイ捨てが見られます。更なるごみの適正処理の意識啓発と監視・パトロールなどの対策が必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

1. 基本方針

市民・事業者・市がともに創る 循環型社会のまち

限りある資源を有効活用し、温室効果ガス排出量の削減などを推進する環境負荷が少ない循環型社会の構築に向け、市民・事業者が協働で取り組んでいきます。

本市では、第一にごみとなるものを断り（リフューズ：Refuse）、第二にごみの排出を抑制し（リデュース：Reduce）、第三に使えるものは何度でも使い（リユース：Reuse）、第四にどうしても使えなくなってしまったものは資源に戻す（リサイクル：Recycle）の順に、できる限り循環的な利用を行う4Rに取り組む社会を目指します。

2. 施策の方向性

2-1 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ごみになるものを断り、ごみを出さないこと基本として、市民・事業者・市がそれぞれの立場でごみの排出抑制に取り組みます。

次に、不用となってしまったものは、適切な再利用を行い、ごみとなってしまったものは、資源として利用できるものは分別し、再資源化に取り組みます。

2-2 ごみの適正な処理・処分の推進

本市のごみの中間処理を行っている羽生市清掃センターは、稼働から40年近くが経過しており、安全で迅速なごみ処理を継続して行うため、維持管理や修理・修繕を計画的に行います。

また、新たなごみ処理施設の整備に向け、安全で迅速なごみ処理に加え、環境負荷を低減した施設の整備に取り組みます。

2-3 市民・事業者との連携

ごみの減量化、資源化、適正処理には、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携して取り組みます。

3. 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針を実現していくため、市民・事業者・市が協働し、それぞれの立場で主体的に行動し、相互に連携していくことが必要です。そのため各主体の役割と連携を示します。

市民

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、資源化に向け、自ら積極的に行動するものとします。

また、市が実施する施策に参画し協力するものとします。

事業者

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。一般廃棄物と産業廃棄物の適切な区別、ごみの分別に積極的に取り組みます。

また、市民と同様に市が実施する施策へ積極的に参画し協力するものとします。

市

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみの減量化、資源化、ごみ処理経費の低減に取り組みます。

環境に配慮したごみの処理方法や収集方法、行田市との共同によるごみ処理施設の整備に取り組みます。

また、ごみの減量化、資源化に向けた施策の推進と普及啓発や情報の提供を行い、市民、事業者との連携を図るとともに、ごみの適正処理に努めます。

第2節 将来予測

1. 人口

本市の人口の将来予測を令和2(2020)年の実績値54,416人と羽生市人口ビジョン(平成28(2016)年2月作成)の目指すべき人口から、令和22(2040)年の人口51,700人をもとに算出しますと、本計画の目標年度である令和13(2031)年度は52,922人になると予測されます。

表4-2-1 人口の将来予測

	年度	人口(人)
実績値	令和元年度	54,730
	令和2年度	54,416
予測値	令和3年度	54,280
	令和4年度	54,145
	令和5年度	54,009
	令和6年度	53,873
	令和7年度	53,737
	令和8年度	53,601
	令和9年度	53,466
	令和10年度	53,330
	令和11年度	53,194
	令和12年度	53,058
	令和13年度	52,922

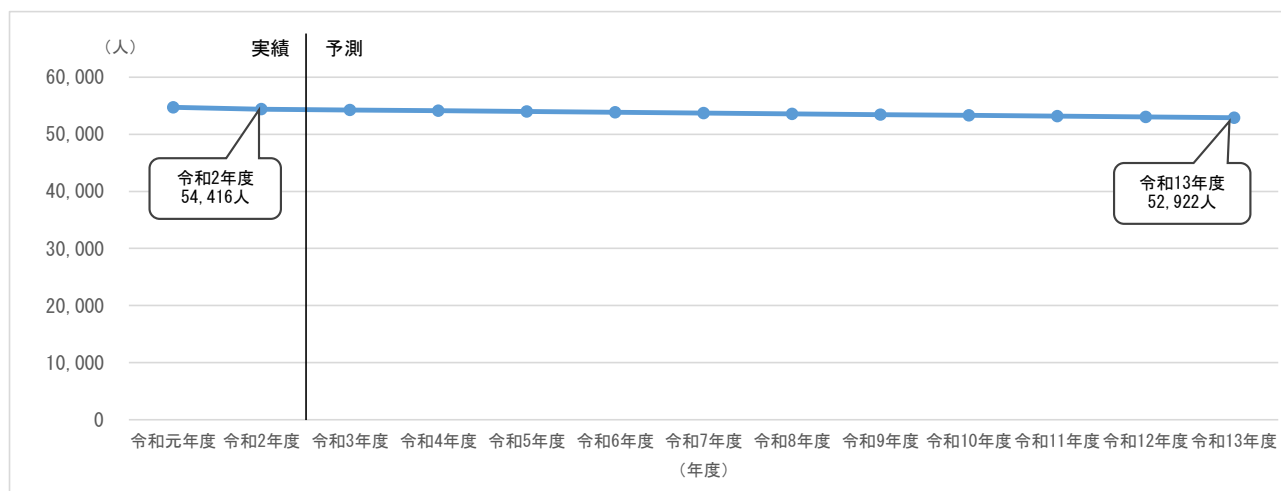


図4-2-1 人口の将来予測

2. ごみ排出量

本市のごみ排出量の現状を基に、現在の状況が今後も継続するものとして将来を予測した結果を表4-2-2及び図4-2-2に示します。

1人1日あたりのごみ排出量は、僅かに増加しますが、ごみの総排出量は人口の減少により、減少していくと予測されます。なお、人口は表4-2-1を用いています。

表4-2-2 ごみ排出量の将来予測

年度	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排出量 (t)
令和3年度	985	19,509
令和4年度	985	19,466
令和5年度	985	19,423
令和6年度	986	19,379
令和7年度	986	19,335
令和8年度	986	19,291
令和9年度	986	19,247
令和10年度	986	19,203
令和11年度	987	19,158
令和12年度	987	19,114
令和13年度	987	19,069

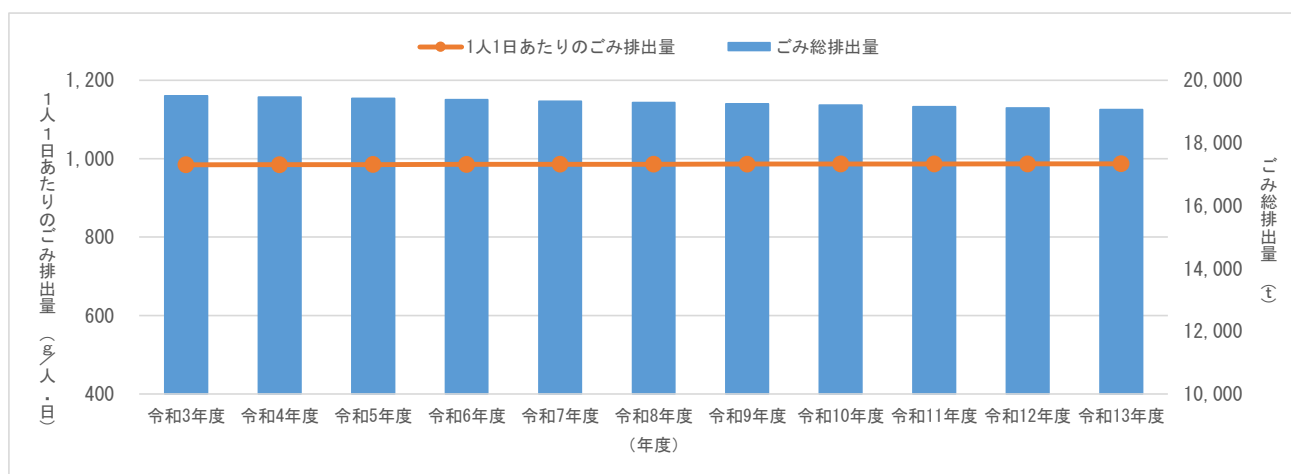


図4-2-2 ごみ排出量の将来予測

第3節 数値目標

ごみの発生を抑制するとともに、ごみの再使用、再資源化を図り、どうしても使えないものは適正に処理を行うことを目標に、4つの数値目標を設定します。

数値目標は、基準年を令和2（2020）年度とし、目標年度を令和13（2031）年度とした数値目標を設定します。

表4-3-1 数値目標

項目	単位	基準年度 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	988	861
1人1日あたりの生活系ごみ排出量	g/人・日	761	657
事業系ごみ排出量	t	4,003	3,335
再生利用率	%	23.9	27.3

○1人1日あたりのごみ排出量

令和13（2031）年度の1人1日あたりのごみ排出量を令和2（2020）年度の実績988g/人・日から約13%削減し、861g/人・日とします。

○1人1日あたりの生活系ごみ排出量

令和13（2031）年度の1人1日あたりの生活系ごみ排出量を令和2（2020）年度の実績761g/人・日から約14%削減し、657g/人・日とします。

○事業系ごみ排出量

令和13（2031）年度の事業系ごみ排出量を令和2（2020）年度の実績4,003tから約17%削減し、3,335tとします。

○再生利用率

令和13（2031）年度の再生利用率を令和2（2020）年度の実績23.9%から約3.4ポイント増加し、27.3%とします。

第4節 施策

【施策の体系】

本市が実施する施策を次の4つの体系に整理し、推進します。

1 ごみの排出抑制・再利用・再生利用計画

1-1 ごみの排出抑制

- (1) 食品ロスの削減
- (2) 日常生活・事業活動での取り組みの推進
- (3) 多量排出事業者に対する減量化の指導
- (4) 環境教育・普及啓発の推進
- (5) ごみ有料化の検討

1-2 ごみの再利用・再生利用

- (1) ごみの分別の周知徹底
- (2) 資源ごみの集団回収の推進
- (3) 小売業者による店頭回収の推進
- (4) プラスチック類の資源化
- (5) 剪定枝の資源化
- (6) 再使用の推進
- (7) 再生品の利用促進
- (8) 事業者の分別の徹底
- (9) 新たな資源化の検討

2 分別計画

2-1 分別区分の周知

- 2-2 特別管理一般廃棄物への対応
- 2-3 処理困難物への対応
- 2-4 環境教育・普及啓発の推進

3 適正処理計画

3-1 収集・運搬

- (1) 適正な収集運搬体制の確保
- (2) ごみステーションの管理・整備
- (3) 拠点回収の周知
- (4) 不用品回収業者や無許可業者への対応

3-2 中間処理・最終処分計画

- (1) 中間処理
- (2) 最終処分

4 其他のごみに関する事項

4-1 ごみに関する意識啓発

- 4-2 環境美化活動の推進
- 4-3 不法投棄対策の推進
- 4-4 羽生市災害廃棄物処理計画
- 4-5 ごみ処理に係る経費の会計基準の導入

1. ごみの排出抑制・再利用・再生利用計画



1-1 ごみの排出抑制

(1) 食品ロスの削減

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことで、製造、販売、消費等の各段階で発生しています。食品ロスの削減には、食べ物を無駄にしないという意識が大切です。

本市でも食品ロスの削減に重点をおき、市民、事業者、市が連携して取り組んでいきます。

① 日常生活での取り組みの推進

○買い物時での取り組み

- ・消費期限内に使いきり、食べられる分だけの購入を促進します。
- ・すぐに飲食するものは、消費期限や賞味期限の短いものや陳列されている手前側のものを選ぶ行動を促進します。

○フードドライブの実施

- ・家庭で余ってしまった食品等のフードバンクや子ども食堂などでの活用を促進します。

○外食や宴会等での食品のロス削減

- ・外食時には食べきれぬ分だけ注文し、余ってしまった食事の持ち帰りを促進します。
- ・宴会等では、料理を食べきる行動を促進します。

○生ごみの減量化

- ・生ごみの水切りや生ごみ処理機やコンポスターを活用した減量を支援します。
- ・ダンボールコンポスターや木箱に黒土を入れ分解するキエーロなど生ごみ減量を手軽に取り組める方法の周知などに努めます。
- ・料理の仕方を工夫し、食材の無駄がなくなるような行動を促進します。

② 事業活動での取り組みの推進

○食品製造事業者

- ・消費期限の延長の検討やその情報の提供を促します。
- ・無駄な食品がでないよう適切な生産管理や在庫管理を促します。

○小売業者や飲食店等の取り組み

- ・小売業者での食品の手前取り、消費期限の近いものを消費者が選びやすい工夫等による販売を促進します。
- ・小売業者での食材の個別や少量での販売を促進します。
- ・飲食店での提供する食事の量や余った食事の持ち帰りなどを促進します。
- ・県が実施している、消費者が必要とする量を購入することや食べ残しを持ち帰ることができる飲食店等の「彩の国エコぐるめ協力店」の登録を促進します。

○フードドライブの実施

- ・余ってしまった食品等のフードバンクや子ども食堂などでの活用を促進します。
- ・災害用備蓄食料の有効活用を促進します。

○食品廃棄物の再生利用

- ・発生した食品廃棄物は、たい肥化や飼料化等の事業者による再生利用を促進します。

③ 地産地消型食品ロス削減の促進

事業者から発生する余剰在庫や販売期限切れ食品、フードバンクで取り扱えなかった生鮮食品等、地域で発生する未利用食品をその地域で活用する体制づくりを促進します。

④ 未利用食品を提供するための活動の促進

フードバンクや子ども食堂の活動は、食品ロスの削減に加え、社会福祉や災害時の被災地支援等にもつながることから、活動を促進します。

⑤ 情報の発信

- ・食品ロスの発生状況に関する情報を提供し、市民、事業者の意識啓発を図ります。
- ・食品の有効活用に向けフードバンクや子ども食堂などに関する情報を提供します。
- ・食品ロス削減に向けた各種情報を提供し、意識啓発を図ります。

(2) 日常生活・事業活動での取り組みの推進

① 購入・販売時の取り組み

○マイバッグの持参によるレジ袋の使用量削減

- ・令和2（2020）年7月からのレジ袋有料化によりレジ袋の使用量が削減されています。
今後も継続した啓発により、さらにレジ袋の使用量を削減します。

○包装の簡略化の推進

- ・物を購入したことにより発生するごみを削減するため、簡易包装や少量販売を促進し、過剰包装を行わないなどを小売業者と市民に啓発します。

○詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

- ・容器のごみを削減するため、詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を市民、事業者に啓発します。

② レンタルやリース、修理の利用促進

- 一時的に必要となるものについて、レンタルやリース制度の活用、壊れてしまったものは修理して使うよう、市民、事業者に啓発します。

(3) 多量排出事業者に対する減量化の指導

- 多量にごみを排出する事業者に対し、減量化に向けた指導を行います。

(4) 環境教育・普及啓発の推進

- 市民や事業者にごみの排出抑制を促すため、市では市民や事業者の情報提供や普及啓発活動を行い、必要に応じて市民や事業者とごみの排出抑制に向けた話し合いを実施します。

- また、学校や地域を対象としたごみの排出抑制に向けた環境教育を積極的に行います。

(5) ごみ有料化の検討

① 家庭ごみの有料化

- 家庭ごみの有料化については、国で導入を推進しているため、多くの市町村で指定袋にごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形での導入や検討が行われています。これらを行うことにより、ごみの発生抑制や資源化の推進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減などの効果が期待されます。

- そのため、今後のごみ排出量の状況や全国的な動向を踏まえ、家庭ごみの有料化を検討します。

② 事業系ごみ手数料単価の検討

- 事業系ごみ手数料は、平成10（1998）年の料金改定以来変更していませんが、事業系ごみ排出量の状況や近隣市の状況を鑑み、適正な費用負担になるよう見直しを行います。

1-2 ごみの再使用・再生利用

(1) ごみの分別の周知徹底

① ごみの分別の徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収し活用するため、広報誌やごみステーションでの指導、ごみ分別ガイドブック、ホームページにあるごみ分別辞典など、さまざま媒体を活用し市民、事業者へ周知の徹底を図ります。

② 紙類・布類の分別の徹底

燃やしてもよいごみには多くの紙類・布類が含まれています。紙類・布類は市で資源ごみとして分別している品目になります。資源として利用するため、市民、事業者へ可能な限りの分別の徹底を周知します。

(2) 資源ごみの集団回収の推進

P T A等の団体で行われる資源ごみの集団回収は、子どもから大人まで多くの世代の分別への意識啓発になります。近年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け収集量は減少していますが、今後も継続していく必要があるため、集団回収の活発化に向け、市では手数料（報奨金）の制度を継続します。

(3) 小売業者による店頭回収の推進

小売業者では、店頭での食品トレイ、紙パック、ペットボトル、乾電池などの店頭回収を行っています。今後も小売業者と連携し市民への周知を図り、資源の有効活用を推進します。

(4) プラスチック類の資源化

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化への対応として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

このような中、令和3（2021）年6月にはプラスチック資源循環促進法が公布され、多様な物品に使用されているプラスチックについて、包括的に資源循環体制を強化することとされています。

このため、国の具体的なプラスチック資源化の方向性が定まった段階で見直すことは必要ですが、過渡期である現状を踏まえ、プラスチック資源化の方向性について、次のとおりとします。

本市では、現在ペットボトル以外のプラスチック類は、燃やしてはいけないごみに分類していますが、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、暫定的に新ごみ処理施設において、現在の燃やしてはいけないごみから燃やしてもよいごみに分別区分を変更し、サーマルリサイクル（焼却処理による熱エネルギー回収）による資源循環を図ります。

なお、プラスチック資源循環促進法の施行に伴う国などの動向を注視し、必要な対応をとります。

(5) 剪定枝の資源化

令和元（2019）年5月より、大字上手子林地内に本市で一般廃棄物処理業の許可がされた民間事業者により設置された木くずリサイクル施設にて、チップ化によるリサイクルが行われています。

また、行田市と共同して実施する新たな中間処理施設の整備にあわせ、剪定枝をチップ化し肥料等として資源化を図ります。

(6) 再使用の推進

壊れていないが使わなくなったものを必要な人に譲るなどするため、フリーマーケットやリサイクルショップに加え、インターネットが活用されています。これらは、物が形を変えずに行える再使用の手法であり、今後も継続していくため市民や事業者の活用を推進します。

(7) 再生品の利用促進

リサイクルを推進するためには、再生品の流通が重要です。そこで、再生品の積極的な活用を促進するため情報を発信します。

また、平成21（2009）年度から年1回実施しているリサイクル家具などの無償提供については、継続して実施していきます。

(8) 事業者の分別の徹底

事業系ごみ持込時のごみ検査などを通じて、事業者へのごみの分別の啓発や指導の強化を図ります。

(9) 新たな資源化の検討

現在、資源として活用していない品目で、新たな法令や技術の進歩などにより、資源としての活用が可能になったものについて、本市の状況を踏まえ資源化を検討します。

2. 分別計画



2-1 分別区分の周知

新たな中間処理施設の整備にあわせ、分別区分の変更を行います。分別区分の見直しにあたっては、変更の必要性や環境負荷等を、市民、事業者の説明するとともに、広報誌やホームページでの周知に加え、必要に応じて説明会を実施し、積極的に周知を図ります。

2-2 特別管理一般廃棄物への対応

特別管理一般廃棄物については、市で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

感染性廃棄物については、公衆衛生の保持及び病原性微生物の拡散防止の観点から、安全に配慮し、他の廃棄物と分別する必要があります。

また、在宅医療により家庭から排出される注射針などについては、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとし、医療機関や医師会と連携し適正な処理を推進します。

2-3 処理困難物への対応

(1) 処理困難物の周知

市で適正処理が困難なものについては、購入した店舗や専門の処理業者に処分を依頼するなどの周知を行います。また、家電リサイクル法に関連する品目も市では処理を行わないため、その処理方法についても周知を行います。

新たな中間処理施設での処理困難物についても市民、事業者にも周知を図ります。

(2) 処理困難物の回収

本市では、市民から排出される処理困難物のうちタイヤ、消火器、バッテリー、プロパンガスボンベについて、年1回有償で清掃センターでの持ち込みによる引き取りを行っています。

小売業者や専門業者に処理を周知していきますが、今後も廃棄物の適正処理の観点から、継続して実施します。

2-4 環境教育・普及啓発の推進

市民や事業者にごみの分別を促すため、市では広報誌やホームページを活用した情報の提供や普及啓発活動を行います。また、必要に応じて市民や事業者とごみの分別に向けた話し合いを実施します。

また、学校や地域を対象としたごみの分別に向けた環境教育を積極的に行います。

3. 適正処理計画



3-1 収集・運搬

(1) 適正な収集運搬体制の確保

排出されたごみは、生活環境保全の上で支障がないよう、安全かつ確実に市民サービスの充実を図りながら中間処理施設に収集運搬します。また、新たな中間処理施設への収集運搬についても継続して取り組みます。

① 収集回数

ステーション方式での収集回数は、現在の回数を継続します。今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の大きな変動や分別品目の変更、新たな中間処理施設の整備などの際に、必要に応じて見直しを検討します。

② 収集運搬方式

市民が利用するステーションの収集運搬については、直営及び委託による体制を継続します。また、委託事業者は、市から許可を受けたものとしします。

③ ごみの出し方

ごみの出し方は、現在の出し方を継続しますが、新たな中間処理施設の整備に伴い、プラスチック類や剪定枝など必要に応じて見直しを実施します。

④ 環境負荷の低減

収集運搬車両の走行による環境負荷を低減するため、低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、効率的な収集ルートによりエネルギー消費の削減に努めます。

新たな中間処理施設への運搬についても、効率的なルートによる収集運搬に努めます。

⑤ ごみ排出困難者への対応

1人暮らしの高齢者等のごみの排出が困難な人への収集のあり方について、検討します。

(2) ごみステーションの管理・整備

ごみステーションのごみ出しルールの周知やごみの散乱防止、回収後の清掃など、ステーション利用者相互の管理を促進します。

また、市民の要望により設置するステーションの整備に対する補助を継続します。

(3) 拠点回収の周知

本市では、市役所や公民館といった公共施設などで廃食用油、小型家電及び乾電池類の拠点回収を行っています。

また、近年使用される家電製品が増加しているリチウムイオン電池等の充電電池についても拠点回収を行っています。これらが原因と思われる火災が近年発生していることから、広報誌やホームページで適正な処理を啓発するなど市民への周知を図ります。

(4) 不用品回収業者や無許可業者への対応

許可のない業者が家庭から排出されるごみを回収するなどし、適正な処理が実施されないことがあります。そのため、家庭ごみの正しい処分の仕方について、市民に周知します。

3-2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理

① 中間処理の方法

本市のごみの焼却及び破碎・選別は、羽生市清掃センターの焼却施設及び粗大ごみ処理施設で行い、資源ごみについては民間事業者へ委託して処理を行っています。既存の処理施設が稼働している期間は、現在の方法を継続します。

今後、新たに資源化品目を追加する場合には、民間事業者などの活用を含め、中間処理の方法を検討します。

② 中間処理施設の管理

本市のごみの中間処理施設である羽生市清掃センターの焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、稼働を開始してから40年近くが経過し、新たな中間処理施設の整備に向けて行田市と検討を進めていますが、新たな施設の稼働までには期間を要します。

そこで、既存の中間処理施設を安全に稼働させるため、適切な維持管理や修繕を行います。

③ 新たな中間処理施設の整備

新たな中間処理施設の整備のため、令和3(2021)年6月に行田市と協議会を設置し、令和9(2027)年度の稼働開始を目標に協議を進めています。事業スケジュールを表4-4-1に示します。

表4-4-1 事業スケジュール

事業	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
循環型社会形成推進地域計画の作成		■						
エネルギー回収等のための施設に関する事項								
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (ごみ焼却施設)					■	■	■	■
マテリアルリサイクル推進施設整備 (粗大ごみ処理施設・剪定枝資源化施設・ 資源物ストックヤード)					■	■	■	■
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル処理施設稼働								■
施設整備に関する計画支援に関する事業								
施設整備基本計画策定業務			■					
生活環境影響調査業務			■	■				
PFI導入可能性調査業務			■					
技術支援・アドバイザー業務			■	■	■			

※DBO方式での事業スケジュールを想定します。

新たな中間処理施設は、焼却施設での熱回収を行い、発電設備の設置など環境に配慮した施設を計画しています。また、災害発生時も継続して処理可能な施設として、地域の防災拠点の役目も果たす施設を計画しています。

新たに整備を計画している中間処理施設の種類と処理対象物の計画を表4-4-2に示します。施設の詳細については、行田市と検討を進めていきます。

表 4-4-2 新たに整備する中間処理施設の概要

施設の種類	処理対象物
ごみ焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ○燃やしてもよいごみ（プラスチック・ビニール類、プラスチック製容器包装を含む） ○粗大ごみ処理施設からの可燃残さ ○し尿処理施設のし渣
粗大ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○燃やしてはいけないごみ（金属・ガラス類・陶磁器など） ○粗大ごみ ○有害ごみ ○ストックヤードからの処理可能なもの など
剪定枝資源化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○剪定枝（直接搬入分）
ストックヤード	<ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみ（かん・びん類、紙・布類、ペットボトル） ○乾電池、蛍光管、電球、水銀柱及び小型家電 ○不法投棄物 など

(2) 最終処分

① 最終処分の方法

本市は最終処分場を保有していますが、災害発生時などの非常用として延命化を図っています。

現在は、焼却灰などは民間事業者への委託により再生利用し、不燃物は埼玉県環境整備センターで埋立の最終処分を行っています。新たな中間処理施設の稼働までは、現在の方法を継続します。

新たに整備する中間処理施設でも再生利用が可能なものは活用し、最終処分量の低減を図ることを前提に行田市と検討を進めます。

② 最終処分場の整備

本市で保有している最終処分場は、残余容量が少なくなっていることから、処理委託を含めた最終処分場の確保が必要となります。

最終処分量の減量を行いながら、本市の状況にあった整備計画の方針を明確にし、施設整備に向けた方向性を検討していきます。

③ 最終処分場の跡地利用

既存の最終処分場の埋め立てが完了後の跡地の活用について、周辺の土地利用状況や地域住民の要望などを踏まえ、検討していきます。

4. その他のごみに関する事項



4-1 ごみに関する意識啓発

(1) 市民・事業者への意識啓発

ごみの減量化、資源化は、市民、事業者と協働で取り組まなくてはなりません。ごみに関する情報を広報誌やホームページなどに掲載し、意識の高揚を図ります。「ごみ分別ガイドブック」や「羽生市ごみ分別辞典」などのように誰もが分かりやすく、取得しやすい情報の提供に努めます。

ごみに関する問題について、各地域で活動している廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）などから要望を聞くとともに、減量化や資源化に向けた市民の取り組みや市の現状を説明する懇談会などを開催し、市民一人ひとりへの意識の高揚を図ります。

(2) 新たな施設の情報提供

新たな中間処理施設整備については、市民、事業者の関心が高いと考えられます。整備に関する状況や整備に伴う分別区分の変更等については、広報誌やホームページで公表するなどし、必要に応じて説明会を実施します。

(3) 環境学習・環境教育の推進

市民環境講座や出前講座、ごみ処理施設を活用した環境学習や環境教育を推進します。

(4) ごみ減量協力店・協力事業者認定制度

ごみ減量や資源化に取り組んでいる店舗・事業者を認定し、市民や事業者のごみ減量化、資源化に対する意識の高揚を図ります。

4-2 環境美化活動の推進

(1) ごみゼロ市民運動の推進

市民と協働で毎年5月30日前後に実施しているごみゼロ市民運動は、今後も継続して実施します。身近な道路や地域の美化活動により、ごみに関する意識の高揚を図ります。

(2) 環境美化活動の推進

市が主催するイベントにおいて、市民と協働でごみの分別や清掃などを実施し、環境美化に向けた意識の高揚を図ります。

また、地域や市民団体が行う美化活動に対し、情報の提供などの支援を行います。

なお、市主催のイベントでは、計画から運営までの全ての過程で環境に配慮します。

4-3 不法投棄対策の推進

不法投棄を防止するため、市職員だけではなく、警察及び県環境部等関係機関との協力、地域住民などによる監視を行い、状況に応じ撤去を行っています。

今後も継続して不法投棄の監視や撤去を行うとともに、不法投棄されにくい環境づくりを進めていきます。

4-4 羽生市災害廃棄物処理計画

本市において発生する大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理及び本市の復旧・復興に資することを目的に令和2（2020）年6月に「羽生市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

策定にあたっては、あらかじめ必要な想定を行って課題等を抽出し、災害廃棄物処理の基本的な流れや留意すべき事項を示すことにより、災害時における市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速かつ適切な対応を行うこととしています。

羽生市災害廃棄物処理計画は、平成30（2018）年3月に国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「埼玉県災害廃棄物処理指針」、「羽生市地域防災計画」等の関連計画との整合を図り、平時及び災害時における本市の災害廃棄物対策について定めたものです。

災害廃棄物は、次の5つの方針に基づき処理を行います。

- (1) 衛生的かつ円滑な処理
- (2) 安全確保・環境への配慮
- (3) 分別の徹底とリサイクルの推進
- (4) 市民及び事業者との協働体制
- (5) 支援体制の構築と計画的な処理の推進

市及び県地域防災計画や被害想定の見直し、国及び県の各指針の見直し等があった場合は、適宜、計画の見直しを行います。

4-5 ごみ処理に係る経費の会計基準の導入

ごみの収集運搬や委託による処理や施設の改修、整備に係る経費など、廃棄物に関する経費は多岐にわたります。特に、施設の大規模改修や新たな施設の整備には、莫大な費用がかかります。

そのため、本市の状況に応じた会計基準の導入を進めます。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の現況

本市の生活排水の処理は、公共下水道と浄化槽で行っています。

公共下水道では、し尿及び生活雑排水は下水道管を經由し、羽生市水質浄化センターで処理した後、処理水は公共用水域へ放流します。

し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の汚泥、し尿を処理する単独処理浄化槽の汚泥及び非水洗化のし尿は、羽生市汚泥再生処理センターで処理し、処理水は公共用水域へ放流されます。

単独処理浄化槽及び非水洗化からの生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に排水されます。

生活排水処理の現況を図5-1-1に示します。

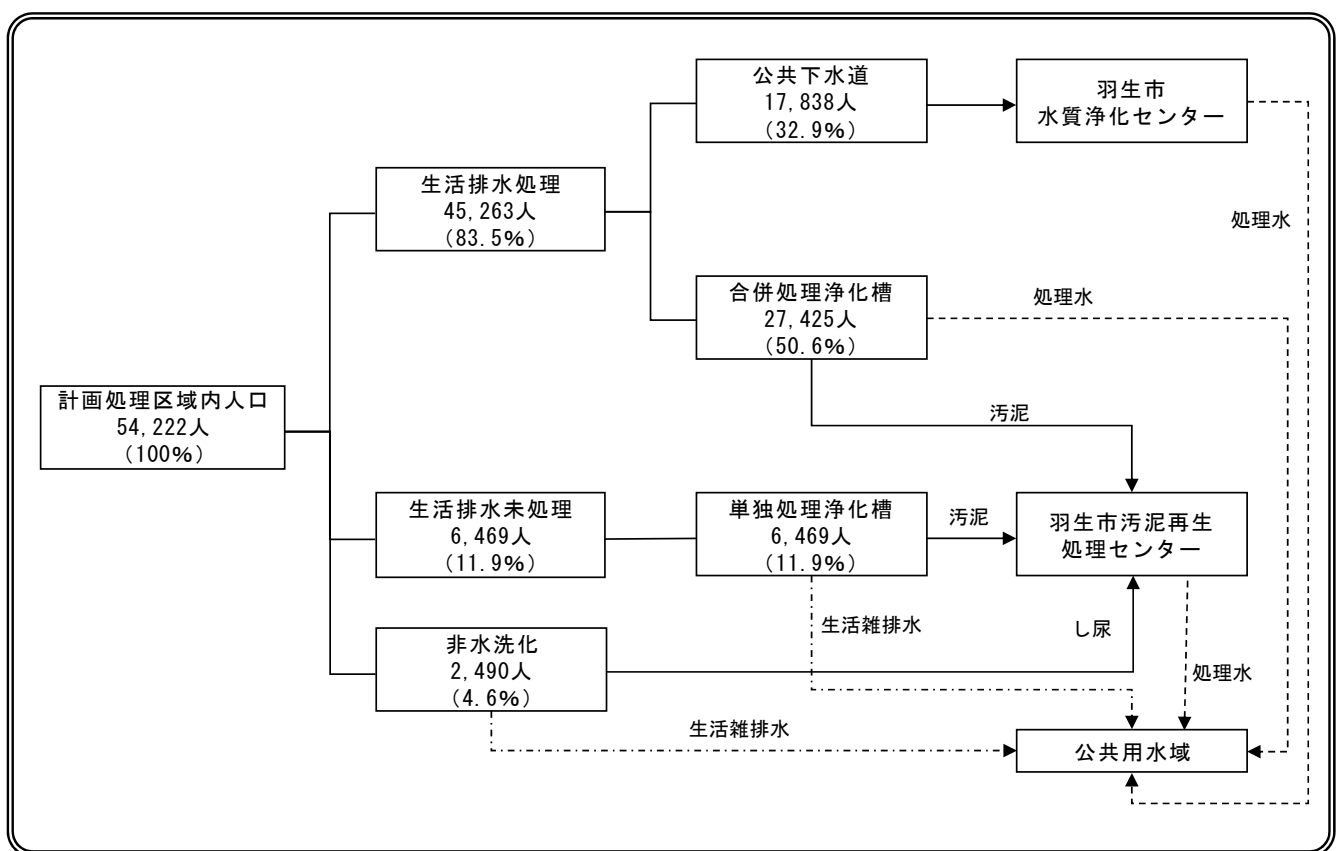


図5-1-1 生活排水処理の現況（令和2年度）

2. 生活排水処理実績

本市の計画区域人口は減少していますが、公共下水道、合併処理浄化槽が増加し、水洗化・生活雑排水処理人口も増えています。

そのため、生活排水処理率は年々増加しています。

表5-1-1 生活排水処理実績の推移

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画区域内人口	55,513	55,369	55,092	54,730	54,222
水洗化・生活雑排水処理人口	41,645	41,495	43,091	44,290	45,263
公共下水道	17,597	17,683	17,783	17,814	17,838
農業集落排水	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	24,048	23,812	25,308	26,416	27,425
水洗化・生活雑排水未処理人口	9,524	9,366	8,383	7,132	6,469
単独処理浄化槽	9,524	9,366	8,383	7,132	6,469
非水洗化人口	4,344	4,528	3,618	3,308	2,490
計画区域外人口	0	0	0	0	0

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

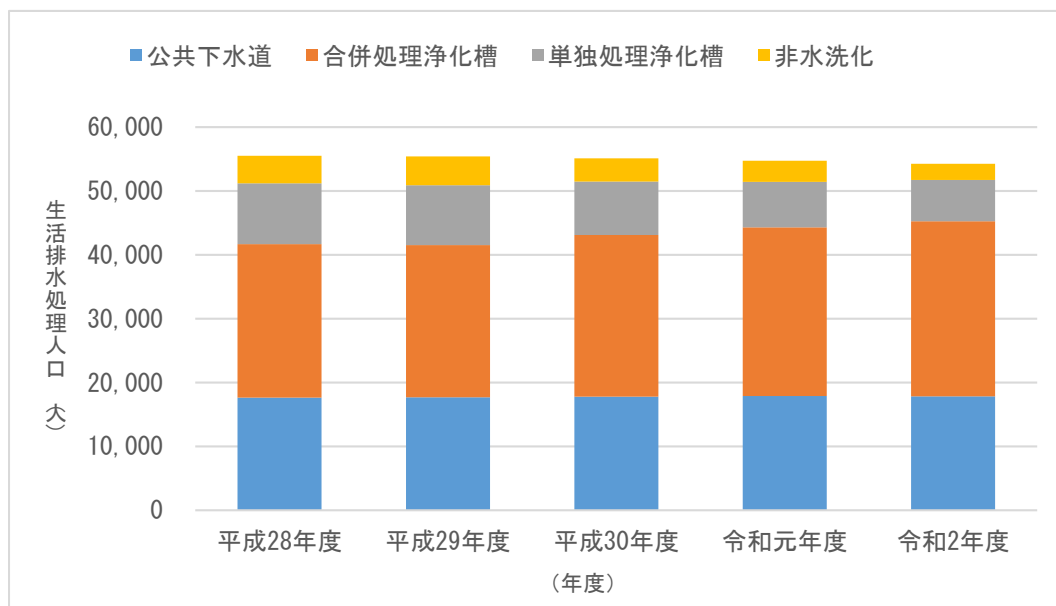


図5-1-2 生活排水処理実績の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

表 5-1-2 生活排水処理率、水洗化率の推移

単位：％

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活排水処理率	75.0	74.9	78.2	80.9	83.5
水洗化率	92.2	91.8	93.4	94.0	95.4

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

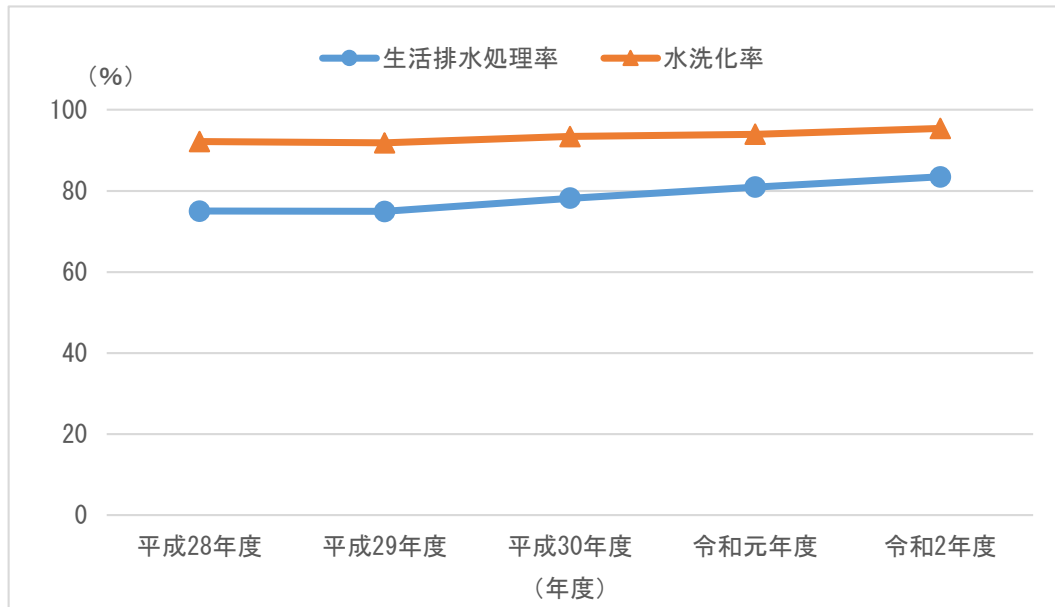


図 5-1-3 生活排水処理率、水洗化率の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

3. 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道

本市の公共下水道の整備は、昭和50（1975）年度に事業認可を受け、昭和61（1986）年4月に供用が開始され、羽生公共下水道事業計画に基づき整備を行っています。

公共下水道の普及状況を表5-1-3に、汚水管整備状況を表5-1-4に示します。

表 5-1-3 公共下水道普及状況

	行政人口 (人) A	処理区域面積 (ha) B	処理区域人口 (人) C	普及率 C/A	水洗化人口 (人) D	水洗化率 (%) D/C
平成28年度	55,350	406	20,116	36.34	17,648	87.73
平成29年度	55,087	409	20,159	36.59	17,785	88.22
平成30年度	54,958	414	20,036	36.46	17,966	89.67
令和元年度	54,584	426	19,911	36.48	17,874	89.77
令和2年度	54,222	434	19,811	36.54	17,838	90.04

出典：下水道課

表 5-1-4 公共下水道污水管整備状況

	事業認可区域 (ha) A	単年度整備面積 (ha)	累計整備面積 (ha) B	整備率 (%) B/A
平成28年度	599	5.98	412.27	68.82
平成29年度	599	10.67	422.94	70.61
平成30年度	599	12.20	435.14	72.64
令和元年度	599	3.87	439.01	73.29
令和2年度	599	7.00	446.01	74.46

出典：下水道課

(2) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道事業認可区域を除く市内全域で合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進しています。単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）からの転換には、市から補助金を交付しています。

合併処理浄化槽による生活排水の処理人口は、年々増加しています。

4. 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を表5-1-5に示します。

表 5-1-5 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	羽生市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
羽生市汚泥再生処理センター	し尿及び浄化槽汚泥	羽生市

第2節 し尿・汚泥処理の状況

1. し尿・汚泥処理の現況

本市の合併処理浄化槽、単独処理浄化槽からの汚泥と、非水洗化世帯からのし尿の処理は、羽生市汚泥再生処理センターで行っています。処理量の推移を表5-2-1及び図5-2-1に示します。

し尿の処理量は、増加傾向で推移しています。

表5-2-1 し尿汚泥処理量

	し尿汚泥処理量 (kL)
平成28年度	19,022
平成29年度	19,218
平成30年度	19,204
令和元年度	19,547
令和2年度	18,610

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

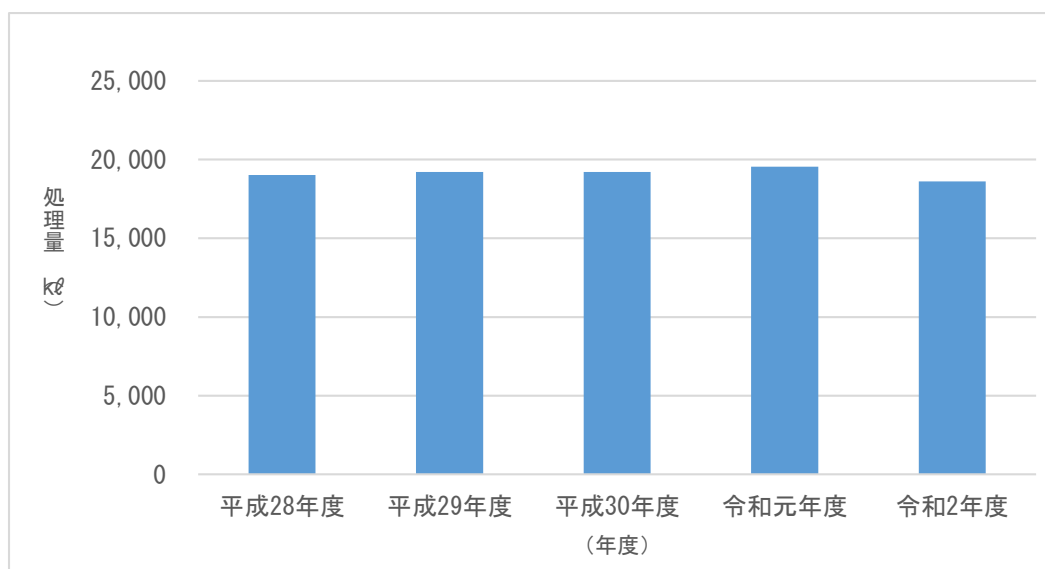


図5-2-1 し尿汚泥処理量

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

2. し尿・汚泥の収集運搬

本市のし尿、汚泥の収集運搬は、許可業者により実施しています。

3. し尿・汚泥処理施設の整備状況

施設の概要を表5-2-2に示します。

なお、羽生市汚泥再生処理センターには、し尿・汚泥処理から発生した汚泥と生ごみを炭化し、肥料を生成する設備が設置されています。

表5-2-2 羽生市汚泥再生処理センターの概要

項目		概要
所在地		羽生市大字下村君字中谷1252
敷地面積		17,900m ²
延床面積		2,519m ²
処理能力		60kL/日（し尿3kL/日、浄化槽汚泥57kL/日） 生ごみ200kg/日
処理方式		浄化槽汚泥の混入比率の高い 脱窒素処理方式+高度処理（活性炭吸着）
放流先		新槐堀川
竣工年月日		平成17年3月25日
放流量		120m ³ /日以下
放流水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/L以下
	COD	20mg/L以下
	T-N	10mg/L以下
	T-P	1mg/L以下
	色度	30度以下
	大腸菌群数	100個/cm ³ 以下

第3節 水質保全に関する状況

本市では、市内の主要河川及び水路で年3回の水質調査を実施しています。本市を流れる河川では、中川が環境基準C類型に指定されています。水の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準は、5mg/L以下です。

主要河川の調査結果を、表5-3-1及び図5-3-1に示します。本市の主要河川では、水量が少なくなる冬季(2月)に、水質が悪化する傾向がみられます。

表5-3-1 主要河川及び水路の水質調査結果

調査地点	採取年月日	BOD (mg/L)	調査地点	採取年月日	BOD (mg/L)
中川1 (藤北橋)	平成30年9月12日	1.5	中川2 (中荻大橋)	平成30年9月12日	1.8
	平成30年11月9日	1.3		平成30年11月9日	3.0
	平成31年2月13日	6.8		平成31年2月13日	5.9
	令和元年9月6日	1.3		令和元年9月6日	1.0
	令和元年11月11日	1.8		令和元年11月11日	1.8
	令和2年2月4日	3.0		令和2年2月4日	8.7
	令和2年9月3日	1.7		令和2年9月3日	2.0
	令和2年11月9日	2.1		令和2年11月9日	3.3
	令和3年2月4日	4.2		令和3年2月4日	7.6
会の川1 (神戸橋)	平成30年9月12日	1.1	会の川2 (上新郷)	平成30年9月12日	1.1
	平成30年11月9日	7.6		平成30年11月9日	2.3
	平成31年2月13日	2.9		平成31年2月13日	7.4
	令和元年9月6日	0.8		令和元年9月6日	1.1
	令和元年11月11日	0.8		令和元年11月11日	1.8
	令和2年2月4日	2.9		令和2年2月4日	3.0
	令和2年9月3日	1.5		令和2年9月3日	0.9
	令和2年11月9日	2.5		令和2年11月9日	2.7
	令和3年2月4日	4.0		令和3年2月4日	7.2
午の堀川 (町屋揚水機場)	平成30年9月12日	1.8	新槐堀川 (東北自動車道)	平成30年9月12日	1.9
	平成30年11月9日	8.1		平成30年11月9日	1.2
	平成31年2月13日	7.7		平成31年2月13日	3.3
	令和元年9月6日	1.8		令和元年9月6日	1.3
	令和元年11月11日	1.7		令和元年11月11日	2.4
	令和2年2月4日	3.5		令和2年2月4日	3.5
	令和2年9月3日	2.2		令和2年9月3日	1.1
	令和2年11月9日	2.5		令和2年11月9日	2.5
	令和3年2月4日	9.7		令和3年2月4日	3.0
手子堀川 (下手子林)	平成30年9月12日	1.3			
	平成30年11月9日	3.7			
	平成31年2月13日	21			
	令和元年9月6日	0.8			
	令和元年11月11日	3.6			
	令和2年2月4日	4.9			
	令和2年9月3日	2			
	令和2年11月9日	8.7			
	令和3年2月4日	11			

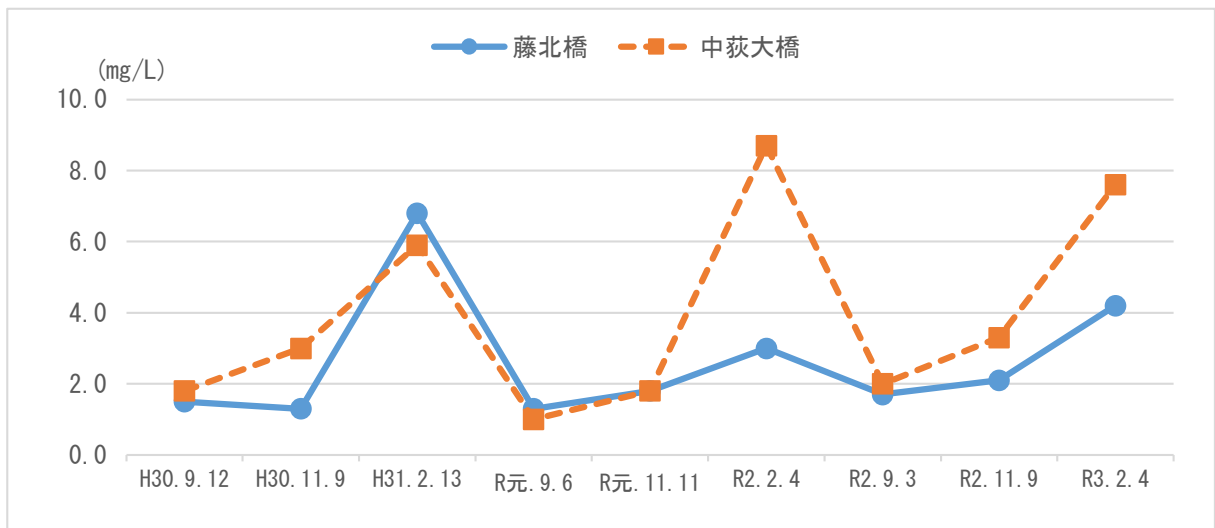


図5-3-1(1) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移：中川

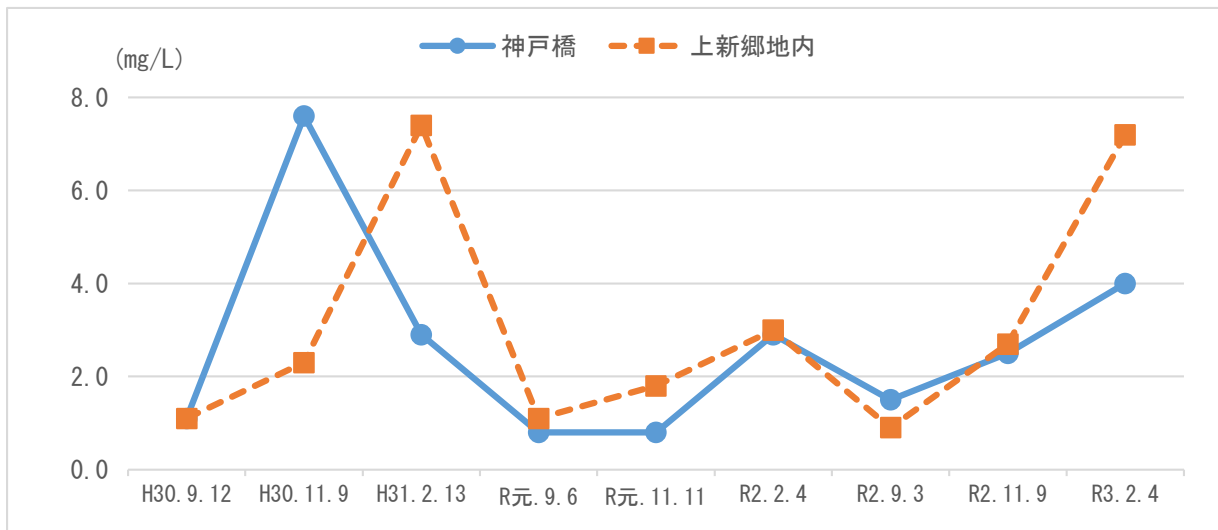


図5-3-1(2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移：会の川

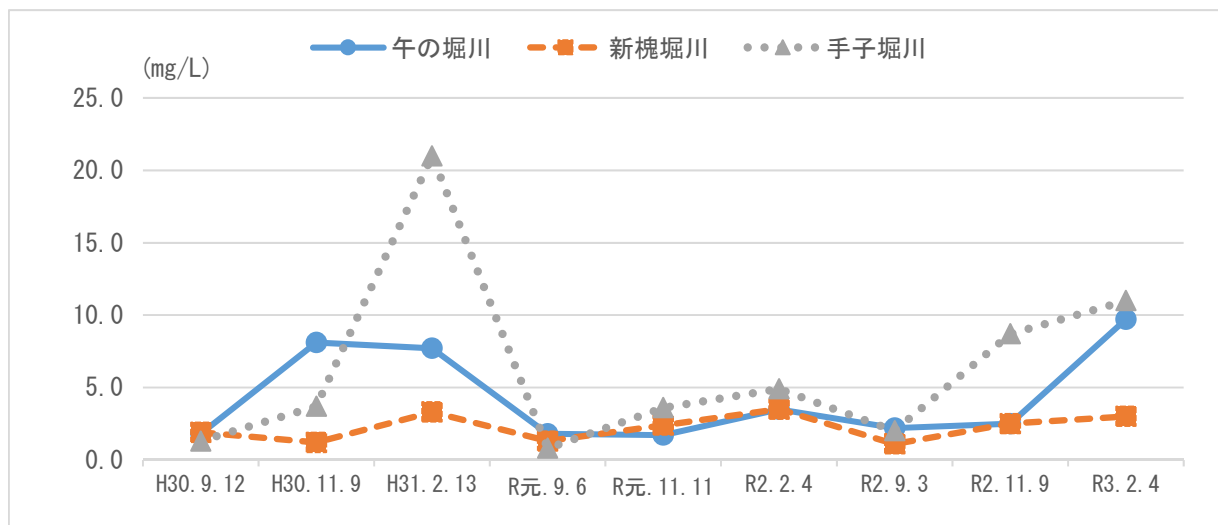


図5-3-1(3) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移：午の堀川、新槐堀川、手子堀川

第4節 生活排水処理の課題

令和2（2020）年度の公共下水道や合併処理浄化槽による生活排水処理人口は45,263人、率にすると83.5%となっています。

一方、生活雑排水未処理や非水洗化人口は8,959人、率にすると16.5%となり、これらの生活雑排水は、未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

本市の河川等は、水量が少ない冬季に水質の悪化が見られることから、未処理の生活雑排水の流入が、要因の一つであると考えられます。

河川等の公共用水域の水質改善や生活環境の保全に向け、生活排水処理施設の整備、生活排水処理率の向上を目指していく必要があります。

また、し尿・汚泥処理量は、合併処理浄化槽の設置により、今後も増加していくことが予測されることから、し尿・汚泥処理を行っている羽生市汚泥再生処理センターでの処理能力を含め、今後の施設のあり方について、検討を進めていきます。

第5節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の理念

本市には、利根川、中川、会の川等の河川と水路が縦横に流れ、市の外周部には田園が広がり屋敷林や社寺林が点在しています。これらは地域の原風景として、私たちに安らぎを与えるとともに、地域固有の生物多様性の維持に不可欠なものとなっています。

そのため、私たちの暮らしからの環境負荷を低減し、清らかな水の流れの確保を目指します。

2. 生活排水処理の基本方針

生活排水による河川や水路の水質汚濁を防止し、快適な生活環境の保全に向け、基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 公共下水道整備の推進

公共下水道区域では、事業認可に基づく計画的な整備を進めます。また、処理区域内の接続率向上を図ります。

基本方針2 公共下水道区域外での生活排水処理の推進

公共下水道区域外では、合併処理浄化槽による生活排水処理を進めます。

基本方針3 羽生市污泥再生処理センターの適切な管理の推進

生活排水処理施設の整備などの推進により、今後増加する浄化槽汚泥の適切な処理を推進します。

3. 数値目標

生活排水処理の基本方針に基づき、公共下水道の整備及び接続の推進、合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水処理率の向上を目指します。

本計画の目標を表5-5-1及び表5-5-2に示します。

表5-5-1 生活排水処理の数値目標

	基準年度 令和2(2020)年度	目標年度 令和13(2031)年度
生活排水処理率	83.5%	100%

表5-5-2 生活排水処理形態別内訳

単位：人

	基準年度 令和2(2020)年度	目標年度 令和13(2031)年度
計画区域内人口	54,222	52,922
水洗化・生活雑排水処理人口	45,263	52,922
公共下水道	17,838	23,700
農業集落排水	0	0
コミュニティ・プラント	0	0
合併処理浄化槽	27,425	29,222
水洗化・生活雑排水未処理人口	6,469	0
単独処理浄化槽	6,469	0
非水洗化人口	2,490	0
計画区域外人口	0	0

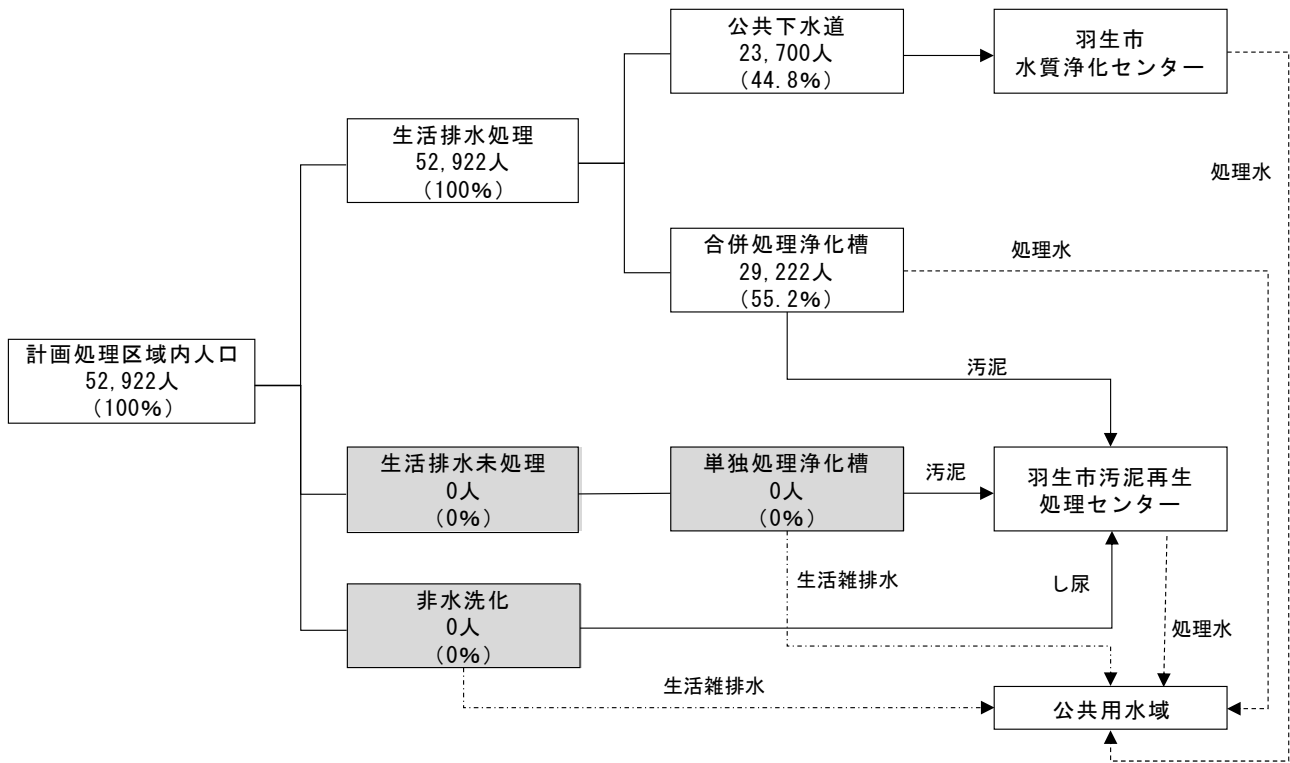


図 5 - 5 - 1 生活排水処理の目標（令和 1 3（2021）年度）

第6節 施設の整備計画



1. 公共下水道

本市では、公共下水道の認可区域の変更を令和2（2020）年に行っています。公共下水道の整備を計画的に行い、令和12（2030）年度には汚水686.7ha、雨水813.4ha、計画区域人口23,700人を想定しています。

公共下水道の計画区域を図5-6-1に示します。

公共下水道の供用区域内では、接続率の向上を図るため、供用開始区域内の住宅や事業所等に個別訪問や文書等により下水道への接続を啓発します。

また、下水道への接続に関する融資制度の活用を促進します。

2. 合併処理浄化槽

本市では、単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）を設置している住宅や事業所等に対し、合併処理浄化槽への転換を広報誌やホームページ等により啓発します。

また、単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）から合併処理浄化槽への転換に関する補助制度の活用を促進します。

合併処理浄化槽は、定期的な保守点検、清掃及び検査の実施などの維持管理が必要です。浄化槽の機能を確保し、良好な処理水質を維持するため、設置者に対し講習会を実施するなど、適正な維持管理の啓発を図ります。

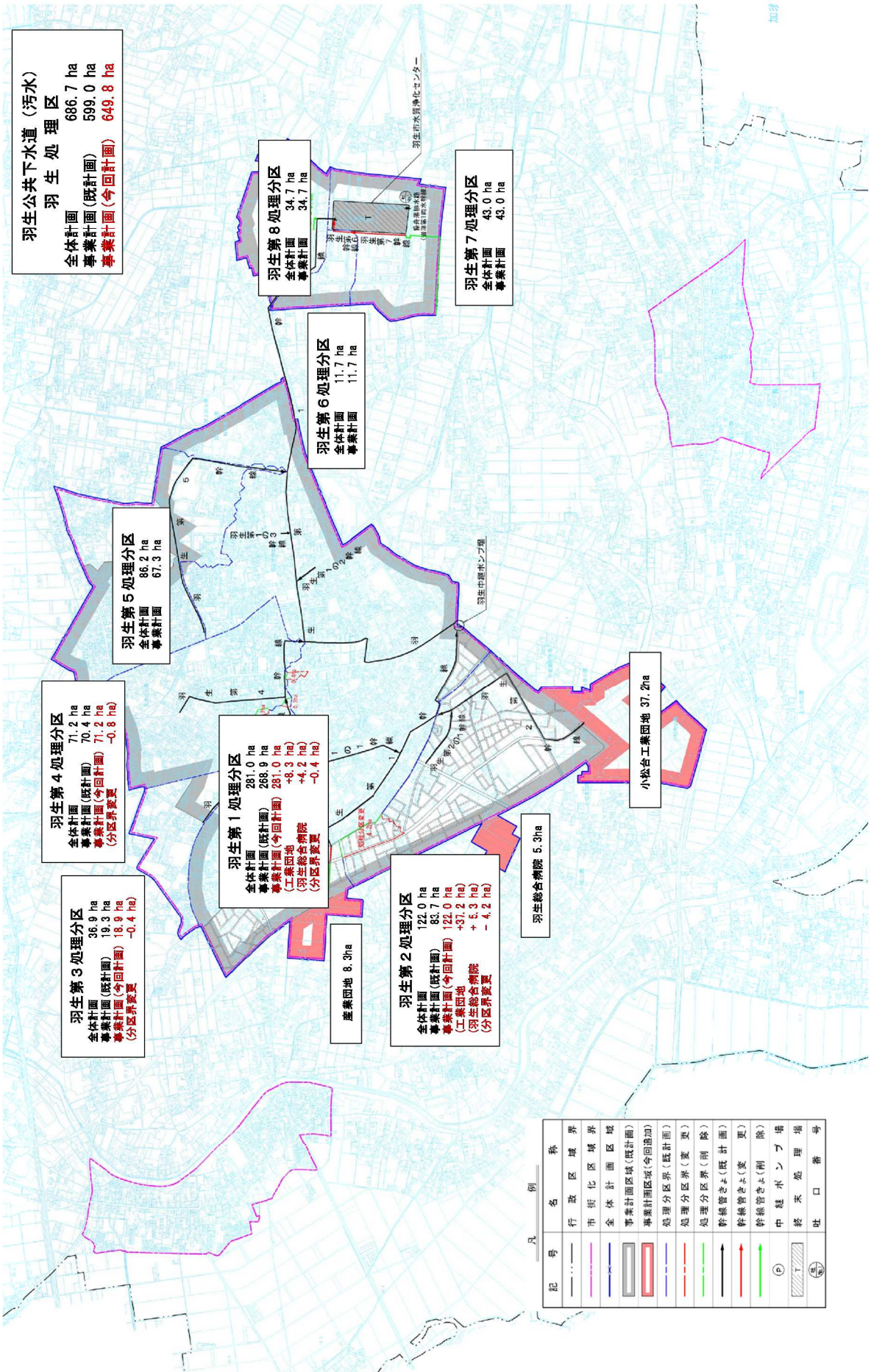


図5-6-1 公共下水道計画：汚水

第7節 し尿・汚泥の収集運搬・中間処理計画



1. 収集運搬計画

本市の全域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理を行うことはもとより、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるため、計画的な収集を行います。

2. 収集の対象範囲

本市全域から発生するし尿及び浄化槽汚泥とします。

3. 収集運搬の方法

(1) 収集運搬の実施主体

し尿・汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者により収集運搬し、羽生市汚泥再生処理センターに搬入します。今後、収集量の変動に応じ、その対応について検討していきます。

(2) 収集運搬経路

収集運搬経路については、収集運搬車の集中を防止し、渋滞の緩和を図るものとします。さらに、各地域からの運搬経路については、主要幹線道路を使用するよう努めます。

(3) 収集運搬方法

し尿・汚泥の収集運搬は、脱臭装置が設置されたバキューム車による方法とし、定期的に行うものとします。

4. 中間処理計画

本市のし尿・汚泥の処理は、今後も羽生市汚泥再生処理センターで実施していきます。

現在、浄化槽区域の事業所や住宅といった建築物が増加したことに伴う浄化槽汚泥の増加により、羽生市汚泥再生処理センターの処理能力が限界に近づく可能性があります。

今後、羽生市汚泥再生処理センターを安定的に維持するため、施設の適正管理を行います。

また、使用料の負担などし尿及び浄化槽汚泥の受入制度の見直しを検討します。

羽生市汚泥再生処理センターには、汚泥の再生利用に向け炭化設備が設置されていますが、今後も資源を有効活用する循環型社会の形成に向け、新たな資源化設備の設置について検討します。

第8節 広報・啓発活動



本市の河川や水路等の良好な水質の確保に向け、市民や事業者对生活排水が河川や水路等の水質汚濁の要因となっていることを認識していくことが必要です。

そのため、市民や事業者に向けた広報や啓発を行います。

1. 生活排水処理施設の利用促進

- ① 公共下水道供用開始区域内では、住宅や事業所に対し、生活排水処理の重要性を個別訪問による文書の配布、広報誌やホームページ等を活用し説明するとともに、下水道の接続に関する融資制度の周知を図り、接続率の向上を目指します。
- ② 公共下水道区域外はもとより公共下水道区域であっても整備までに期間を要す地域では、合併処理浄化槽の設置を促進します。
生活排水処理の重要性を、広報誌やホームページ等を活用し説明するとともに、単独処理浄化槽や非水洗化（汲み取り便所）から転換する際の補助制度の周知を図り、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ③ 合併処理浄化槽からの良好な処理水質を確保するためには、定期的な保守点検、清掃及び検査の実施などの維持管理が必要です。
そのため、合併処理浄化槽の適切な維持管理について広報誌やホームページ等を活用し周知を図り、良好な処理水質の確保を促進します。

2. 生活排水処理対策への意識啓発

- ① 本市の河川や水路等の水質調査結果と、水質汚濁の要因の一つが生活排水であることを、広報誌やホームページなどで広く公開し、生活排水処理対策への意識向上を図ります。
- ② 年度毎に浄化槽区域の地区で実施している生活排水研修会など、イベント等で市内の水環境に関する情報の提供を行い、市内の河川や水路の水質等への意識向上を図ります。

3. 家庭や事業所でできる生活排水対策

- ① 台所の排水に、食物残さ等の混入を防ぐため、三角コーナーや排水口には目の細かい水切り袋を用います。
- ② 廃食用油は、排水口から流さず、拠点回収によるリサイクルを進めます。
- ③ 洗濯用洗剤やシャンプー、リンスなどは、適切な量を使用します。
- ④ 節水に努め、排水を減らします。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

1. 市民・事業者への周知

ごみの排出抑制、再使用、再生利用を推進し、本計画の目標を達成していくため、本計画や関連情報を広報誌やホームページなどで広く公開し、市民や事業者に対し周知します。

2. 実施計画等の策定

本計画に掲げる目標の達成に向け、計画の方針や施策をより具体化した一般廃棄物処理実施計画を策定します。また、資源ごみの分別収集については、分別収集計画を策定します。

3. 廃棄物減量等推進審議会

本市における廃棄物処理のあり方や廃棄物の減量及びリサイクル推進の方策等について、市長の諮問に対し答申を行うため、羽生市廃棄物減量等推進審議会が組織されています。

この審議会は、市民、事業者、識見者などで組織され、本市のごみの減量化、資源化に向けた施策の効果的な進め方などに関する事項について審議を行います。

第2節 計画の進行管理

計画を総合的かつ計画的に推進するため、施策や事業の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

資料編

資料1 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

平成5年6月25日

条例第9号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本的責務等(第3条—第7条)
- 第3章 廃棄物の減量及び再利用等(第8条—第13条)
- 第4章 適正処理困難物の抑制(第14条・第15条)
- 第5章 一般廃棄物の処理等(第16条—第23条)
- 第6章 一般廃棄物処理手数料(第24条)
- 第7章 一般廃棄物処理業(第25条—第28条)
- 第8章 浄化槽清掃業(第29条—第31条)
- 第9章 産業廃棄物(第32条・第33条)
- 第10章 地域の生活環境(第34条)
- 第11章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格(第35条)
- 第12章 雑則(第36条—第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、法の例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 資源物 再利用を目的として市が行う廃棄物の収集において、分別して収集するものをいう。

第2章 基本的責務等

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
(住民の責務)

第4条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 特別な理由により、多量の家庭廃棄物を生ずる者は、市長が指示する方法等により処理しなければならない。

3 住民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の7の規定により、羽生市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を調査し、及び審議する。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民及び市民団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 商工業関係者
- (4) 廃棄物処理事業者及び廃棄物再生事業者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第7条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等のための市の施策への協力や地域のリサイクル活動の推進等の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 廃棄物の減量及び再利用等

(市の減量義務)

第8条 市は、資源物の分別収集及び廃棄物処理施設での資源回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては再生品を使用する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(住民の減量義務)

第9条 住民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第11条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理並びに再利用の推進に関し必要と認めるときは、住民及び事業者に対し指導又は助言を行うことができる。

(施設の利用)

第12条 市長は、再利用等に関する住民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲において、市長の管理する施設等を住民の利用に供することができる。

(適正包装等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り廃棄物の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、住民が商品等の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、住民が包装、容器等を不用とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

第4章 適正処理困難物の抑制

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第14条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り回収等)

第15条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収に努めなければならない。

3 住民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第5章 一般廃棄物の処理等

(家庭廃棄物の処理)

第16条 市は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう収集し、適正に処分しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物の排出抑制のための方策等の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、これを告示するものとする。

(処理計画の遵守義務)

第19条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等、前条の規定により定められた計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を定められた袋等により収納し、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出して置く所定の場所を常に清潔に保つように努めなければならない。

(資源物の所有権)

第19条の2 前条第1項の規定により排出された資源物の所有権は、市に帰属するものとする。この場合において、市又は市が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(排出禁止物)

第20条 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第21条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第 22 条 市長は、占有者が第 19 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し期限を定めて必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集の拒否)

第 23 条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置を採らなかったときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

第 6 章 一般廃棄物処理手数料

(処理手数料)

第 24 条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して、占有者から、別表第 1 に定める一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第 25 条 法第 7 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 法第 7 条第 6 項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前 2 項の許可の有効期限は、2 年とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第 26 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の許可の申請が法第 7 条第 5 項又は第 10 項に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(変更の許可等)

第 27 条 第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 許可業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他の事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から 10 日以内にその旨を市長に届けなければならない。

(許可の取消し等)

第 28 条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法その他の関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 正当な理由がなく事業の全部又は一部を休止したとき。

第 8 章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

第 29 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の有効期限は、2 年とする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第 30 条 市長は、前条第 1 項の許可申請者が浄化槽法第 36 条に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

2 第 27 条第 2 項及び第 28 条の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

(許可申請等手数料)

第 31 条 第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 29 条第 1 項の規定による業の許可を受けようとする者又は当該許可証の再交付を受けようとする者は、別表第 2 に定める手数料を納付しなければならない。

第9章 産業廃棄物

(産業廃棄物の処理)

第32条 法第11条第2項の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量とし、市長が必要のつど指定するものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第33条 前条に規定する産業廃棄物の処分に要する費用については、事業者から別表第3に定める手数料を徴収する。

第10章 地域の生活環境

(清潔の保持)

第34条 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、廃棄物が不法に投棄されないよう相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

第11章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

(技術管理者の資格)

第35条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第12章 雑則

(報告の徴収)

第36条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第 37 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

資料2 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

平成5年6月28日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成5年条例第9号。以下「条例」という。）の施行につき、必要な事項を定めるものとする。

(多量の家庭廃棄物の基準)

第2条 条例第4条第2項に規定する多量の家庭廃棄物とは、常時1日平均10キログラムを超えるもの又は一時に100キログラムを超えるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会)

第3条 条例第6条に規定する羽生市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(廃棄物減量等推進員)

第6条 条例第7条に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の配置基準は、別に定める。

2 推進員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合の補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(適正処理困難物の基準)

第7条 条例第14条に規定する適正処理困難物とは、当該廃棄物の処理が市清掃センターの処理機能に著しい支障を生ずるおそれのあるものとする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第8条 条例第24条第1項に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) し尿の処理に関する手数料は、収集のつど徴収する。

(2) 前号以外の手数料の徴収方法は、市長が別に定める。

(手数料の減免の申請)

第9条 条例第24条第2項の規定により、一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が天災その他特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第10条 条例第25条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第25条第2項の規定により、一般廃棄物の処分の業の許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可証)

第 11 条 市長は条例第 25 条第 1 項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可をしたとき、又は同条第 2 項の規定による一般廃棄物の処分の業の許可をしたときは、申請者に対し、様式第 4 号による許可証を交付するものとする。

2 前項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 許可業者は、第 1 項の許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに様式第 5 号による申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請)

第 12 条 許可業者は、条令第 27 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、様式第 6 号による申請書を市長に提出しなければならない。

(廃止又は変更の届出)

第 13 条 許可業者は、条令第 27 条第 2 項の規定により、事業の全部若しくは一部の廃止又は住所その他の事項を変更したときは、様式第 7 号による届出書を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第 14 条 市長は条例第 28 条の規定により、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、様式第 8 号又は様式第 9 号による通知書により行うものとする。

(許可証の返納)

第 15 条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) その事業を廃止したとき。

2 許可業者は、法第 7 条の 3 項第 1 項の規定により、事業の全部の停止を命ぜられたときは、その停止が解除されるまでの間、許可証を市長に返納しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第 16 条 条例第 29 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、様式第 10 号による申請書を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可証等)

第 17 条 市長は、条例第 29 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可をしたときは申請書に対し、様式第 11 号による許可証を交付するものとする。

2 第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条から第 15 条第 2 項までの規定は、前項の許可証の交付を受けた者について準用する。この場合において、第 11 条第 2 項中「一般廃棄物処理業」とあるものは、「浄化槽清掃業」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第 18 条 占有者その他の関係者は、条令第 35 条の規定により関係業務に関して、市長から報告を求められたときは、様式第 12 号又は様式第 13 号による報告書を市長に提出しなければならない。

羽環発第596号
令和3年8月25日

羽生市廃棄物減量等推進審議会会長 様

羽生市長 河田 晃 明

諮 問 書

羽生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の2の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

- 諮問事項 羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- ①改定にあたっての課題整理と基本方針
 - ②羽生市一般廃棄物処理基本計画素案

(理由)

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間を期間と定め、平成29年3月に「羽生市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物処理を実施してきました。

今後、行田市との一般廃棄物処理施設の共同処理について合意となり、広域化による廃棄物処理行政を推進していくことから、「羽生市一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定し、現計画の進捗状況、社会情勢の変化、廃棄物処理行政の動向に対応するものであります。

つきましては、計画策定にあたり貴審議会においてご審議願いたく、諮問するものです。

令和3年11月25日

羽生市長 河田 晃明 様

羽生市廃棄物減量等推進審議会
会長 岡戸 治郎

羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

令和3年8月25日付け羽環発第596号にて本審議会に諮問されました「羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定」について、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会は、諮問事項について専門的見地や市民としての視点のもと、これまでの市の取組を評価するとともに、現状や課題を整理し、慎重に審議を重ね別紙のとおり、答申をとりまとめました。

本答申を踏まえ、新たな羽生市一般廃棄物処理基本計画が策定されるにあたり、下記の3点について要望いたします。

- 一般廃棄物については、減量化・資源化を市民及び事業者と協働し継続的に取り組むこと。
- 新たにごみ処理施設の共同整備については、早期整備に向けて、円滑に事業を推進すること。
- 生活排水処理については、生活排水による河川や水路の水質汚濁を防止し、私たちの暮らしにおける環境負荷の低減を目指し、事業を推進すること。

以上

資料5 計画策定の経過

年 月 日		会 議 等	内 容
令和3年	8月25日	第1回廃棄物減量等推進審議会	○諮問 ○一般廃棄物処理基本計画の改定について ・改定の必要性・スケジュール・ポイントについて ・行田市とのごみ処理広域化について
	10月28日	第2回廃棄物減量等推進審議会	○一般廃棄物処理基本計画（素案）について
	11月25日	第3回廃棄物減量等推進審議会	○一般廃棄物処理基本計画（案）について ○答申（案）について
令和4年	1月11日 ～2月10日	パブリック・コメントの実施	羽生市一般廃棄物処理基本計画（案）について 環境課窓口、市ホームページ、公共施設等で募集
	3月末	計画の策定・公表	計画の策定 ・市ホームページ公開 ・公共施設・情報公開コーナーにて閲覧可

資料6 羽生市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	選出機関等	備 考
市民及び市民団体の代表者	石坂明彦	羽生市自治会連合会	
	岡戸治郎	羽生市衛生協力会連合会	会 長
	岡安章隆	一般社団法人 羽生青年会議所	
	田沼克典	羽生市PTA連合会	
	日比野好夫	羽生飲食店組合	
	諸井恵古	羽生市食生活改善推進員協議会	
	後藤範子	羽生市女性会議	
	尾上満	資源回収登録団体	
	田村政美	公募	
	新井美穂	公募	
識見者	福田真道	埼玉県東部環境管理事務所長	
商工業関係者	卯ノ木善一	羽生市商工会	副会長
	齋藤篤義	羽生市中央商店街協同組合	
	木村健造	大型小売店舗経営	
廃棄物処理業者及び再生事業者	松本守弘	埼玉県再生資源事業協同組合羽生支部	
	田口陽三	廃棄物処理業者	

資料7 用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

SDGs（エスディージーズ）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、平成27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択され、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国に適用される普遍的な目標として17のゴールと169のターゲットからなります。

汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものをいいます。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主になります。

か 行

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽のことで、浄化槽法の改正により（平成13年度施行）浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入することをいいます。

建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

小型家電リサイクル法

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

ごみ減量協力店・協力事業所

市民や事業者のごみの減量と資源化に関する意識高揚を図り、循環型社会の形成及び地球環境保全の推進を目的に平成19年度から開始した制度です。ごみの減量、資源化に向け、簡易包装や資源物の自主回収など、環境への配慮に積極的に取り組んでいる店舗・事業所を羽生市で認定している制度です。

コンポスター

落ち葉や枯れ草、野菜くずなどの植物残さを、悪臭や虫の発生を抑え、微生物の働きで分解、発酵させて作られるたい肥を作る専用の容器のことをいいます。

さ 行

サーマルリサイクル

廃棄物（主にプラスチック）を焼却したときの熱エネルギーを再利用するリサイクル手法のことで、熱エネルギーを利用した発電をはじめ、温水施設へのエネルギー供給、農業などの熱源として利用されています。

最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

彩の国エコぐるめ協力店

埼玉県内の飲食店等を対象に、小盛りやハーフサイズの設定などにより、食べ残しなどの食品ロスの削減に取り組んでいる埼玉県の登録制度です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

資源化

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用することをいいます。

資源有効利用促進法

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10業種・69品目を対象業種・対象製品として設定しています。

自動車リサイクル法

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度です。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方で

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

食品ロス削減推進法

正式には「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、できるだけ食品として活用することを目的とし、令和元（2019）年10月に施行されました。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁をはかる指標のことで、有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します

た 行

脱炭素社会

二酸化炭素 (CO₂) を排出しない、化石燃料の燃焼に頼らない社会のことをいいます。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費することをいいます。本計画では、地域の余剰食品を地域で消費することをいいます。

中間処理 (施設)

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

な 行

生ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

農業集落排水

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のことで、農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式です。なお、本市での設置はありません。

は 行

バイオマス

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスとといいます。バイオマスの種類としては、木材、紙、生ごみ、食品廃棄物、糞尿、下水汚泥などがあります。

廃棄物処理法

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

フードドライブ

家庭で余っている食品を職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクに寄付する活動のことです。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどのさまざまな理由で廃棄される食品を集め（寄贈してもらい）、必要としている施設や団体、困窮世帯などに無償で提供する活動をいいます。

プラスチック資源循環促進法

正式には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」で、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進することを目的とし、令和4（2022）年4月に施行されます。

フリーマーケット

公園などを会場に、市民が各家庭で眠っている不用品などを持ち寄って販売することをいいます。不用品を捨てずに必要とする人に安く販売はすることで、ごみの減量や資源の再利用に役立てる活動です。

ま 行

マイバッグ

廃棄されるレジ袋削減のため、スーパーなどの小売店で買い物する際に持参する買い物袋（エコバック等）のことです。

や 行

容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

4 R

ごみになるものを断る（リフューズ：Refuse）、ごみの排出を抑制（リデュース：Reduce）、使えるものは何度でも使う（リユース：Reuse）、資源に戻す（リサイクル：Recycle）のごみを減らす4つの総称です。

ら 行

リサイクル（Recycle）

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リフューズ（Refuse）

不要なものは買わないことで、過剰包装などのごみになってしまうものは買わないことによりごみの発生を抑制します。

リユース（Reuse）

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

わ 行

ワンウェイプラスチック

一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいいます。

羽生市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

発行 埼玉県羽生市

編集 経済環境部環境課

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地

TEL 048-561-1121 FAX 048-561-6380

ホームページ <http://www.city.hanyu.lg.jp>

E-mail kankyou@city.hanyu.lg.jp